

ET08-N480



08
18



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (10) 1 2 3 4 5

始





K23A-7

E 708
N 48
(7)



法隆寺大鏡

第七



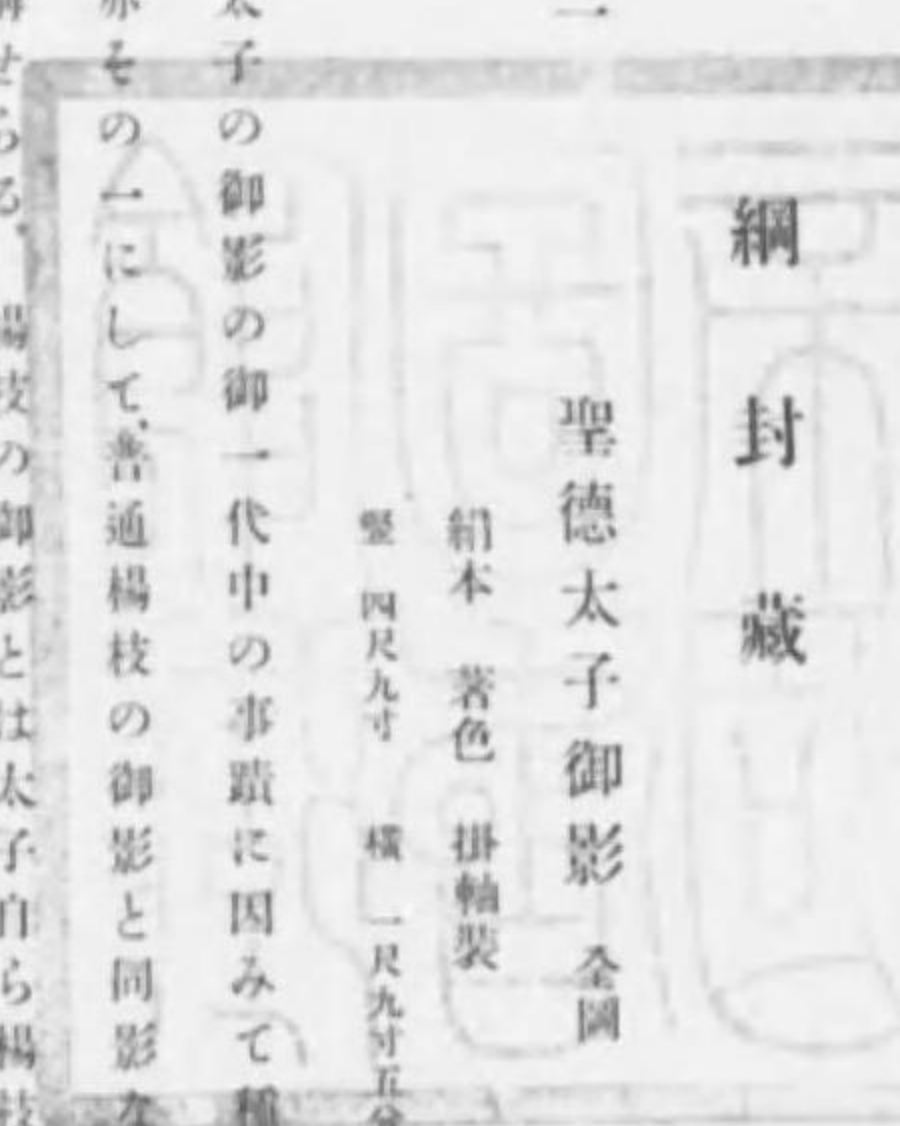
~~410~~
(特別)

南都十大寺大鏡
第七大鏡
法隆寺大鏡第七册目次

解説	圖版	網封藏	内容
同	一	同	聖德太子御影(全圖)
同	二	同	聖德太子十六歲御影(全圖)
同	三	同	聖德太子勝鬘經御講讚圖(全圖)
同	四	同	同
同	五	同	聖皇曼荼羅圖(全圖)
同	六	同	五尊像(全圖)
同	七	同	同 (太子圖)
同	八	同	法相宗曼荼羅圖(全圖)
同	九	同	孔雀明王像(全圖)
同	一〇	同	同 (明王四部)
同	一一	同	同 (孔雀)
同	一二	同	星曼荼羅圖(全圖)
同	一三	同	同 (部分)

圖版	網封藏	内容
一四	同	星曼荼羅圖(部分)
一五	同	毘沙門天像(全圖)
一六	同	同 (部分)
一七	同	炎魔天曼荼羅(全圖)
一八	同	十六羅漢像(第一尊者)
一九	同	同 (第二尊者)
二〇	同	同 (第三尊者)
二一	同	同 (第四尊者)
二二	同	同 (第五尊者)
二三	同	同 (第六尊者)
二四	同	同 (第七尊者)
二五	同	同 (第八尊者)
二六	同	同 (第九尊者)
二七	同	同 (第十尊者)
二八	同	同 (第十一尊者)
二九	同	同 (第十二尊者)
三〇	同	同 (第十三尊者)

南都十大寺大鏡 第七輯 法隆寺大鏡第七册解説



聖德太子の御影の御一代中の事蹟に因みて種々に現はざるゝ内にこれ亦その一にして普通楊枝の御影と同影なれども特に水鏡の御影と稱せらるゝ楊枝の御影とは太子自ら楊枝を以て寫し給へるものと傳ふ。楊枝とは佛家十八物の中なる口を嗽く具の稱なれど、此處には杖の意味を表はし要するに木の枝もて書き留め給へりとの義なり。水鏡の御影と稱するも亦太子自ら御姿を水鏡に寫してその眞を描き給ひしとの傳説にて何れも太子自筆の御影と云ふに外ならざるなり。従うてその形像同一なれども自筆と傳へざるものとは自ら異なる所あり。

その漆紗冠を戴き兩手に笏を把り給ふ所儲貳の服と知られたる朱華の袍を著て坐し給ふ所は他にも存せざるにあらねど佩劍の姿にての坐像はこの御影の特色なり。その太子自筆との傳説は姑く措き本像の最も古き歴史を有するものは本寺にも存せず上代の筆意を傳へしものまた他にも見ること無し。本像の如き料絹三幅を繼ぎて一鋪と爲し畫技の到らざるに由れるかは知らねど形體硬直

にして笏を把握せる手付など特に彫刻風の存するを見れば或は古様を摹して鎌倉時代の末葉に造れるものにあらざるか。この時代は本寺が造營に修理にその功を興して面目を一新し上宮太子尊崇も本寺のみならず關係ある諸寺に於いて大いに興り彫刻に繪畫に御影造像の最も盛なりしを見れば時勢よりしてもこれをその期の作と認むるに因由あるを知るべし。この種の御影は足利時代に入りて幔幕を懸け御正體の鏡をつけ背景にいろ／＼莊嚴を施さるゝに至り色彩の絢爛はあれど反つて俗惡臭の味を加ふるを常とするに至れり。本像に在りては然らず無用の莊嚴未だこれを犯すを見ざるなり。

一一 聖德太子十六歲御影 全圖

絹本 著色 掛軸装
聖 四尺九寸 横 一尺九寸五分

上宮太子十六歳の時は則ち父君用明天皇の御宇第二年に相當す。この年夏四月天皇不豫にふはせしかば太子自ら袈裟を著け香爐を擎げて御榻平臺の祈願を籠め給へる因縁よりして後世太子御一代の事蹟を記念する爲めにこの御影を作れりと云ひ一説にはこの年太子物部守屋を誅戮して佛敝を平げ給ひ次いで四天王寺を難波の玉造の東に創められ佛法興隆の新紀元こゝに開けるを感謝する爲め三寶頂禮の御姿を寫し出せるなりと傳ふ。何れも太子尊崇の餘りに結構せられたることなれば今速かにその去就を決し難く唯前説の寺傳に存するを證とせむのみ。

この御影藤原時代になれるは彫刻にも繪畫にも遺存するものなし。鎌倉時代は實にその全盛を極め新工夫を交へたる畫像には有名な仁和寺の藏本あり。本像には乾元二年の胎内銘ある播州淨土寺の御影あり。苟くも太子と由緒ある佛寺としてこれを畫にし、これを像に刻して安置せざるものなしと云つて可なり。されどそのよく古調を存するは流石に法隆寺のこの像を推さざるを得ず。凡そ十六歳の御影とし云へば聰明惻愍の表情に傾き眉宇に著しき深慮の潛める描法を常とすれど、この像はつゆ神經質の調をとらず、張れる臉面からの瞭、自ら智慧に輝く趣を呈しながら、無垢にして稚氣ある尊ぶとさは神ながらの佛を憶はるゝにあらざるや。鬘のわがね房やかに、一卷頬を蔽へる愛嬌さも他にその比を見ざる所にして、唯近く本願寺の二聖莊に將來せられたる唐代婦人畫の侍童とその様式を一にせるのみ。これを以てしてもその古雅なるを徴すべきなり。像の右に垂れたる袈裟の凹凸出入せる線の行きかひも、迪々しき行筆になれる唐畫の趣を傳へ手にし給ふ柄香爐に至りては、御物太子御所持のものと同様の形式を寫し出せるなど、すべて現存する御影には見ること能はず、唯是れ古畫に本づきて大様を移寫せるか、然らざれば有識の人深く古制に鑑みて作れるものならむ。著色の色彩赤をとれるは古法と云はばいへ、金紋を散らせるは鎌倉時代の流行を述べるに似たり。上に絞れる襷は最も畫品を傷くるもの、足利時代の兩部神道の畫像に様をとれるか。

要するに本像はその古様を傳ふるに於いて太子像中の逸品たるると同じく、もと三經院の壁貼裝飾となれるならむ。圖に示せる如き類裝は實に最近保存に便なりとて更に軸裝より改めれる姿なり。この圖恐らく現存せる最古のものにして、又最も優秀なる畫とすべく、これと類似のもの本寺及び本寺と特殊の由緒ある播州斑鳩寺に存すれど、當さにこれを以て第一と推すの外なし。唯惜むらくは破損甚だしく、重煤と缺裂との間を通じて、稍々大様を彷彿するに過ぎず。五彩映發、天華亂墜の莊嚴道場は名殘少なになり果てたれど、不逞の巨藤我の馬子をして殊勝にも禮拜誦聽せしむる微妙の聲音、今尚ほ散ぜざるが如く、古色鬱然として却て神氣の人を襲ふものあるを覺ゆ。務めてその面目を表せむ爲め、大見皇子の相貌を特に謹寫して添ふること、せり。希くはこれに由りて殊妙の描法と神韻との萬一を窺ふを得む。

五 聖皇曼茶羅圖 全圖

絹本 著色 掛軸裝 五尺三寸五分 横三尺八寸六分

本圖の製作所縁に就いては寛正伍年甲申九月十八日の奥書ある法隆寺佛像記にその詳細を盡せるを以て、本書の未だ刊せられざるを幸ひ本文を左に鈔録すべし。

聖靈院曼茶羅事
聖靈院々主當寺、五師眞眞圓承房年承、宿願也。故者聖德太子御影者在々所々自姓古安置在之。太子、薨後御身并皇子眷屬等像□□所當寺者上宮太子終焉之靈迹最初建立之梵閣也。尤此曼茶羅可

を失はず。その新様を加へたるは即ち時運の然らしむる所と想するの外なからむ。法隆寺と太子との契縁は語るも迂愚のことながら、この寺なればこそかゝる像をも拜することを得れと座ろに床しさいや増さるなり。

二、四 聖德太子勝鬘經御講讀圖 全圖

絹本 著色 額裝 六尺九寸五分 横五尺八寸五分

上宮太子勝鬘經講讀の事蹟は御生詳中第一の勝業として知られ、十六歳用明天皇御備平靈祈願の像と共に、繪畫に彫刻に最も多くこれを見る。御講讀は御年三十四歳の時と四十五歳との兩度ありとの説あれど、聖靈院の天仁奉影の御影四十五歳との古傳に従へば、この圖また同義にして後の御講讀の有様を畫けるなり。三經院文書に於いて知らるゝ如く、古今目錄抄に、此西室堂の三經院阿彌陀半丈六金色定印御坐像也、四天王法相祖師一抱太子曼陀羅共新也とある太子曼陀羅に相當す。古今一編集には曼陀羅二鋪、聖德太子御影、次、日記、彼記、文解二年乙未七月朔日法相祖師曼陀羅太子御影、安置之、厥主慶政上人、字、時、月、房、繪、巧、者、覺、覺、佐、士、公、銘、者、大、納、言、教、家、卿、自、道、家、の、遺、蹟、也、右、二、鋪、近、世、爲、佛、物、納、庫、藏、とありて、目錄抄の所謂太子曼陀羅は勝鬘經講讀の御影たること明らか、共新也と云へるも、目錄抄注記時代と違からざる文解二年に成れるを以ての故なるを知るべし。果して然らばこの圖の年代筆者願主等皆一編集に記する所を以て彰著にして、近世繪物と爲すによれば、繪殿聖靈殿に於け

奉安置云々。然開天然漢土御先身并男女十七人之皇子又男女八人孫子御奉内御舍利御所持、寶物又御製作之書跡諸眷屬等悉奉圖繪爲未來本尊。仍始作曼茶羅之座席。即建長四年壬初夏中旬、比建立一鋪之繪、畢。此上相、而圖樣繪彩色之大功有志、心中獨歎入之處。同五年癸三月九日東大寺戒壇院實相上人、爲當寺大勸進、參詣當寺之時。願眞五師對面于上人、被申之。爲年來之意願、訪有御勸進可令、同繪功、給之由被歎申之處。上人答、龍可然予爲、大勸進、諸方、勸許會繁多。仍難叶之旨、御辭退之間、無力而仰天、祈念無他事。爰上人始自其日三々夜、令參龍于御夢殿御寶前、給、三夜、曉天、御夢、夢、拜、金色、童子、形、形、御袈裟、持香爐、太子御影。夢覺、畢、御影圖繪、勸進可請取之由、夢、想、御告、無、思、合、畢。仍其明朝上人請、取、繪、入、勢、野、野、御說法之次、有御勸進之處。其用途大旨出來畢。大施主、法橋上人位道寬。信敬之間、旁所願成就。仍上人依爲、大殿御歸依、僧、身、曼茶羅、參、大殿、令、宣、上、子、細、之處。仰云、此曼茶羅尤可有事也。我諸共清撰可爲、天下、重寶。後日、必可進輪、師、云々。仍南都、繪師、曼、安、持、繪、本、京、上、三、ヶ、度、也。願眞五師安立、大殿。上人兩所、有、御、談、義、令、作、曼、茶、羅、本、樣。即、皇、子、并、大、臣、等、之、御、衣、樣、并、其、色、皆、爲、大、殿、御、欽、明、用、明、等、御、時、裝、束、繪、本、御、覽、令、撰、定、畢。同六年、冬、比、奉、書、出、訖、ハ、ニ、大、年、春、三、月、於、戒、壇、院、誦、一、日、一、夜、陀、羅、尼、開、眼、供、養、畢。同六月三日、上人京上大殿當殿、共、御、拜、見、皆、有、御、威。同七年、十月十三日、於、上、宮、王、院、建、造、供、養、

導師、千〇〇證空、百種供養諸所、持戒、借皆集會、〇三ヶ日

夜、法會云々、輪師變尊、可被法橋之由申入殿下、兩所則御領家云々、其後自然、應日限弘長元年、春時令往法橋畢、佛子顯真、年來之恩、顯上人、之御結構、大殿之御設計、機成相應時至也、偏大聖之御方便也、次大殿仰、云、曼茶羅、御裏、可奉書諸尊銘、爲末代令、知易故也云々、則依、宣書御名爲後、日奉注、蓋輪回耳

文應元年、十一月十三日奉入曼茶羅於嵯峨殿、即仙洞御拜見、
〇首之殊勝也、大政大臣郡仁、〇可用御願矣

自推古天皇廿年太子御入滅、壬歲、壬子、建長四年、壬午、六百三十一年、初而、同輪曼茶羅畢、奉懸于御殿、年同七年、卯乙、六百卅四年也云々、
顯真五師が聖德太子追遠尊崇の志深く太子の事とし云へば精進、懈怠なかりしこと、その著古今日録抄あるに依りても知らるべし、

顯真傳來の太子御影のみに惟ならず、その前身及子孫と念持せられ、たる舍利御所持の寶物又御製作の書跡諸の眷屬等を一舖に集めたる大曼茶羅を製作して後世に臨さむとの念願を起し、實相上人、開昭法橋上人、位道寛等の勸進助縁に依り、更に近衛前太政大臣兼經の翼贊を得て、前後殆んど三年を費して、漸く開眼供養するに最も力ありと云はざるを得ず、近衛兼經は精神としてまた力を法隆寺に致せる唯一の人か、別當記に據れば、建長六七兩年度に本寺に參詣し、聖靈院を宿所とし、寶物を展觀せる事あり、この七年度の參拜こそ曼茶羅大成の動機を促進せしめ、顯真の志の報いらるゝ秋の至りしなれ、事は一曼茶羅の製作に過ぎずと雖も、前文を細嚼すれば、顯真が

太子尊崇の志のみならず、當時の繪畫製作上に於ける狀態等を知悉すべき有益なる文字なりと云ふべし。

六、七 五尊像 全圖 太子像

絹本 著色 掛軸裝 三尺四寸六分 横 二尺八寸一分

五尊像の名既に奇なり、金界大日如來を中心としながら、如意輪觀音と虚空藏菩薩を上方に配するは更に奇なり、密教の祖師たる弘法大師と本寺の開祖とも稱すべき上宮太子とを相並びて下方に配するに至つては實に奇の奇と云ふべし、

本寺はその名學問寺と稱する如く、専念宗教をとらずして教義を吸收するに努めたれば、固よりその處なれども鎌倉時代に至りて眞言宗の再興殊に南都に於いて西大寺一派の眞言律宗の影響は最も深き感化を與へたるが如く、西大寺の教尊が獨り教義を鼓吹したるのみならず、親しく法隆寺に往來してその維持保存に努めしは、銅封藏の如意輪像を見ても明らかにその無言の裡に宗義の弘布ありしや疑ふべからず、獨り教尊の感化ならずとするも、この時よりして密教精神の法隆寺に注入せられしこと素より否むべくもなし、その微證すべきはこの五尊像を推すより明らかなるはなかるべし、智拳印の大日如來は云はでもしるく密教の本尊にして、如意輪菩薩、虚空藏菩薩は多少本寺の原子教義に關係ありとは云へ、直に大日如來の脇侍となるべくもあらず、弘法大師を配するに至つてはこれ即ち他宗の祖師を拉し來れるもの殆んど本寺と何等の因縁を釋ぬべ

くもあらず、これに對して上宮太子を配するに至つては強て自家

の面目を發揮せむと努めたるに外なく、殆んどその云爲する所を知らざるなり、足利初世の作と銘記せられたる不動尊及び弘法大師像の本寺境内護摩堂に存すによつて眞言宗影響根底に浸漸せしを知る如く、この五尊像を見てより早くその勢力の顯著なりしを證するを得べし、その描線の整備して筆力に沉着の意を寓する深く、線を上として形相の本義を促へむとする時代主義の飽くまで融和せるは問はずして鎌倉季世の畫なるを知るに足る、唯その形相の按排より菊紋の描法より推して致ふれば、同じ鎌倉時代の作と云ひながら、その間に古代の餘香の存するを認めざるを得ず、法隆寺は千古の名刹なり、時と共に旋轉推移するものありとは云ひながら、何處か古香の懐かしむべきあるを免かれず、この圖の如き全く新様を汲みながらまた古様の存するは即ち又その描法にも新古の相交はる所以なり、

太子と觀音との因縁は古く著録せられ、大江匡房の偽證明らかにこれを證し、太子と弘法大師との因縁は後人の偽作とは云へ、鎌倉時代に於いて既に河内なる太子廟内の碑文に於いてこれありしを窺ふを得べし、太子は千古の偉人なり、大師は千古の傑物なり、時を同らせば相提掣して佛法興隆の大導師たりしや疑ふべくもなく、時を同らせざるも後世これを一にして、顯真顯土の曼茶羅とするも亦當に然るべき所ならむ、この同野山に出現せず、醍醐東寺に行はれずして、獨り本寺にこれを見るは密教浸漸の勢力を證する所以なり

太子尊崇の志のみならず、當時の繪畫製作上に於ける狀態等を知悉すべき有益なる文字なりと云ふべし。

八 法相宗曼茶羅圖 全圖

絹本 著色 屏風裝 二尺九寸二分 横 一尺四寸二分

法相宗曼茶羅なるもの極めて奇し、同様を見れば宗の本尊と知られたる彌勒菩薩の蓮花上五輪塔を安んじたるを執りて中央高く蓮花座の上に坐し、その左右に各十人の侍者あり、一々その名を明らかたせずと雖も、思ふに無著世親、護法、戒賢等を始として、一宗相承の高僧領袖を集合せしものなるべし、菩薩の左邊下方に當つて眼遮立ち、氣宇の凡ならざるは慈恩大師基ならむ、近く經を手にするものは玄奘三藏か、南都興福寺の寶藏なる彌勒菩薩像の厨子扉に畫けるもの尙週つては同寺北圓堂の板壁に繪ける高僧像も亦各その本尊と相俟つて所謂法相宗曼茶羅を形づくられるなり、
鎌倉時代の中葉より諸尊集會の畫像を掛幅にすること流行し、本寺また聖皇曼茶羅の如きを新調してこれを崇拜するに至り、従うてまた本圖をも隠れるものならむ、これを思はば本圖は前掲太子尊慈經御講讀圖と共に文暦の年に三經院に安置せられたる法相祖師

りと雖も、本寺の他に異なる特色また此處に存す、かくて法隆學問寺の面目は世を異にし時を移すも依然として保持せられ、佛敎史上に將た藝術史上に連絡として資料を供給して盡きざるの感あり、現在の袈裟は寶永七年に成れりと見え、背に五尊像及大破故事修覆者也、時寶永七年甲寅十一月日、地藏院權少僧都覺賢表具師、京孫子能登像と書せり、

曼茶羅なるものに當るべきなるか。たゞ畫風には宋元畫風の浸
漸せること夥たしくして、然も甚だしく纖麗の致を帯びたれば、或
は足利初世南都畫佛師の手に成れるか。繪事の巧を窺ふも可なれ
ども、寧ろ宗教畫として興味ある資料と云ふべし。

九一 孔雀明王像 全圖 明王頭部

絹本 著色 掛軸装
三三・八寸五分 横 二尺七寸七分

孔雀明王は息災増益を祈願し若くは祈雨法の本尊として拜がま
る。その像は新古ともに遺存するもの甚だ夥く、有れば必ず名品な
るに値す。京都の智積院仁和寺及び横濱原氏の藏所と、本寺のこの
像との四本は實に現存せる限のものにして又天下の絶品なり。四
本各その畫風を異にし、原氏のは藤原時代の莊嚴術の粹を凝らせる
ものたること一見直に首肯せられ、仁和寺本は寫生風の孔雀美しく
彩られ、南末本若くは元初の作たることまた疑を容るべき餘地なし
と思はる。智積院本とこの像とはその年代を斷せむこと容易の業
にあらず。彼は幽暗峻烈の感に満ち、是は沉著莊重の趣致に富む。
四本の特色は則ち名畫として價値の存する所にして、その優劣を軒
輊すること能はざれども、智積院本とこの像とは總ての佛畫中に在
りて、その類例を見出し能はざる程人を疑惑に導く特色を有す。
試に不空譯の同像壇場儀軌をとりて四本と對照すれば、三本皆眞
正面の像なれども、本像單り斜面にして、軌に頭向東方とあるに叶へ
り。手相并に持物は三本また大同小異にして、唯仁和寺本のみ六臂

線を用ゐるもまたこの種の畫像にありては異例に屬し、その描法後
の宋元佛畫の好んで使用するものとは寧ろ自然的の傾向を有し、脈
を唐代畫士具畫石に延くに似たり。孔雀の形相は鸞鳥に類して寫
實と縁を有せず。背光として彌がれる翠尾を見て始めてその孔雀
たるを知るを得。その斜面に構へたる姿に兩翼を浮かしたる描法
は三本像の正面なると比べ見て、自在に形相を描き得たる長所を悟
るべし。この姿勢と羽翼の構とは古本唐土傳來の十二天像の禽鳥
とその意を一にする所あり。これ等によりて推せばこの像或は有
唐將來の底本によりて直に邦人の手に移寫せられたるにあらざる
か。智證將來の原本は釋ねべくもなし。この像獨りその當時の餘
影を存するにあらざるか。四隅の寶瓶に挿める三葉蓮花は他本皆
三葉形と化せり。これまた原始の圖樣を語るものにあらざるか。
像は白繪輕衣をつけ、四臂右邊第一手は開敷蓮花を執り、第二手俱
緣果を持つ。右邊第一手心に當て、吉祥果を持ち、第二手三葉の孔
雀尾をとる。皆軌に説く所の如し。孔雀尾は又五葉なるをも許せ
り。原氏の藏本は即ち五葉尾をとる。俱緣果は即ち構機本草和名
に加布知形格に似たりといへるものか。吉祥果は栴檀の類か。原
氏本にはその形に畫けり。

明王垂御の孔雀はその形似の眞を得たるものは仁和寺本を推す
の外無く、或は遙に降つては應舉岸駒の畫に於いて傳彩の妙を見る
を得むも、所謂神韻靈活の氣を具して尊像垂御の品格を標置するは
恐らくこの圖を以て第一とせざるを得ず。明王の面貌少しく右盼

を有し、他の四臂にして軌と合一するとは全くその選を異にす。こ
れ後世別途の儀軌に據れるものと見るの外無く、その儀軌の傳存如
何は今致意の途を絶し、永へに立證の法を釋ねべき問題の畫像たり。
こゝに於いてか四本の特徴は實に畫風のみならず、延いて密教儀
相の問題に觸著し、名畫たる以外更に參考史料たるの價値を有する
ものたり。原氏のは藤原時代の繪畫としての名品、仁和寺本は外國
繪畫としての名品のみならず、儀相問題に於けるの參考資料、智積院
本は色調と描法と感觸の上に新方面を開拓し、本像また新機軸の動
搖を指示すると共に儀相方面に巋然別離す。四本の特色は孔雀明
王像としてのみならず、佛畫として貴重なることまた緊説を要せざ
るべし。

今本像に就いて少しくその特徴を説かば、その斜面像なるは獨尊
像として既に希有に屬し、寶山寺の彌勒菩薩像、益田男の十一面觀音
像、その他帝室博物館の普賢菩薩像等あれども、この圖の如く四隅に
寶瓶を配置したる曼茶羅様のものに斜面像を畫けるは或は儀軌の
指示する所ならむも、實に希有の像と云ふの外なかるべし。殊にそ
の眉端の著しく上に反りて較繁蹙の意を寓せるはまた佛畫として
皆無の例と稱すべく、面輪觀摩の眉宇の邊に著しく現はれ、眼窩にか
かりて大いに殺げ再び蹙蹙となつて圓滿なる曲線をつくるの描法
は新藥師寺及び尾張妙興寺の涅槃圖なる天部像に存せざるにあら
ねど、線の蹙蹙の間に筆鋒轉換の痕あり。本像の一筆呵成的なると
は頗るその趣を異にす。これまた大いに珍とすべし。雲先に波狀

して寂定の狀態よりして發動の意をほめかすに似たり。その發
動の氣振は正に孔雀に現はれて、明王が意志の動くところ、右に左に
前に後に馳趨進退せむとす。明王と孔雀とは所謂同心一體の感あ
り。奮躍の上に張りて運座を支持するの力を現はし首を斜にして
明王の意を迎ふるに準備し、雙翼の支持力と思慮ある態度とは頭よ
り腹へかけての雄大なる曲線を持つて更にその感を深うす。特に
妙とすべきは雙脚の構へなり。その張り構の堅固なるは明王を戴
いて金輪際動くことなきが如くにして、而かも意志一たび發動すれ
ば千里を翔けるの潛勢力を表するに非ずや。眞を畫くは難し。眞
を畫いてこれを虛化する又更に難かるべし。佛畫は空靈の氣を尙
ぶ。眞の孔雀を畫かむよりは寧ろ靈鳥としての權威あるを要す。
この圖の如き發動の刹那の機を捉へずして却て大活動の潛勢力を
現はし得たるもの、繪畫の含蓄といひ内容と稱し、人をして動かさず
むばじまざる底の威力は即ちこれこの圖の謂にあらざるや。

一一一四 星曼茶羅圖 全圖 部分同

絹本 著色 掛軸装
三三・八寸 横 二尺七寸四分

こはこれ密教の星供養本尊曼茶羅なり。教説に據れば人間一生
の命運は先天的に星辰の司配を受け、生日宿元辰星當年星本命星あ
りて吉凶禍福一にその星によつて豫定せらるるものなれば、因禍を
免かれ運勢を開かむが爲めには、隨時星供養を營み、佛天の加護を祈
願するの要ありと爲せり。これこの曼茶羅の存する所以なり。星

曼荼羅に二様あり。一はこの圓の如く圓形を作つて本尊及び諸星を配列し、一は方形を劃してこれに本尊及び諸星を分置するものなり。而して前者は古制にして後者は新様なり。

圓の中心なるは釋迦金輪にて、難陀跋難陀の二眷屬に圍繞せられて水面に現はしたる須彌山上の蓮華座に跏趺坐し、その周圍の第一圓内には七星と九曜を、第二圓には十二宮を、第三圓には廿八宿を畫けり。釋迦の圓滿なる相好と端麗なる姿勢とは衆生愛護の大慈悲心を表現し、精妙なる暈網彩色と精巧なる切金文様とはさながら本尊をして圓表に浮び出でしむるの趣あり。諸星の圓像亦個々その本性を描寫して精巧緻密を極め、筆致健健傳彩鮮麗にして同客此の散漫の嫌ひなし。案ふにこの種曼荼羅中にあつて最も優秀に、最も古式なるものとす。その諸尊の面貌、衣紋の描寫線條の筆意、傳色の用法に顯はれたる特質等を精察すれば、平安時代後期の製作にかゝることを疑ふ能はざるなり。亦貴重なる寶繪ならずや。

一五、一六 毘沙門天像 全圖

絹本 著色 額装
八尺六寸八分 横四尺二寸四分

所謂毘沙門天像とは云ひながら、左に吉祥天、右に善財童子を從へたる像なり。毘沙門天と吉祥天との關係は既に金堂像に於いて説けるが如し。更に善財童子を加へし像は藤原時代より行はれたりと雖も、そのこれを證すべきは本彫造像のみにして、未だ畫像のこれを明らかにせるものあらず。本圖の如きも剛健なる用筆の遺

淨土宗禪宗には獨立の圓を勸請すれば、天台眞言には曼荼羅様を喜ぶ。法隆寺にこの圓像あるは新宗教の思想によらずして、舊宗教の新思想を研究するの意に出でしものか。

圓の中央上部なるは炎魔天供の本尊となるべき密教傳來の形相にして、水牛背上、人頭輪をとれる忿怒尊なり。次に荷子に坐り几案に對し官人の儀裝をなせるは太山府君、最下部なるは五道太神なり。畫面の頂上二天對坐せるは梵天帝釋天にして、梵天に近く持國天帝釋天に接して多聞天あり。天曹府君、地府大將軍毘羅神、地府善神、左司右司、增長天、廣目天、また左右に分れて列侍す。その様式叢岳の法性房尊意が所傳といふに略々一致するに似たり。用線稍々硬直にして形式に轉せられ、奔放自在の趣を缺くの嫌なきにあらず。特に官人服裝の袖に現はれたる曲線の使用に於いて重厚の感あるは鎌倉時代佛畫師の特徴と見るを得べく、線を重んずるの結果傳彩のこれを犯さざるに注意し、一種の染法を用ひたるも亦この時代の手法たるを失はず。かく描法は京都に在りては常に時の進運に左右せられ、變轉また急激なりといへども、當時南都諸寺の佛師はこの變轉に馴れずして久しく舊法を遵守するを得たれば、この圓始く鎌倉中葉前後の作と見て可ならむか。かゝる圓像の他に多く見るべからずして、本寺に一本を寓するもまた本寺の他に異れる特色の存するを證するに足るなり。

一八一—三三三 十六羅漢像 各尊者全圖
絹本 著色 八曲屏貼付

厚なる傳彩と相俟つて描寫せられたるに由れば、寧ろ鎌倉時代の氣風を窺はれざるにあらず。畫面傷損甚だしく、彌散詳細を知るに苦めども、海龍王寺の單獨毘沙門天像と類似する所あるが如し。或は尊智法眼の手に成れるにあらざるか。姑く疑を存す。

一七 炎魔天曼荼羅 全圖

絹本 著色 額装
三尺二寸 横一尺四寸五分

炎魔天の信仰は鎌倉時代に入りて往生淨土の思想熾烈なるにつれて益々その度を昂め、十界圓三河白道圓の盛なると共に十王冥官像の舶載とに由りて、繪畫にも彫刻にも屢々これを見るに至れり。從ひてその形相も人頭輪を執りて水牛背上に坐せしが一變して、衣冠を著け几案に對し、所謂官人の儀容を表せる新圖羅王となりぬ。炎魔天に對する思想は幾たびか變轉したれども、後には宿命の司神たる泰山府君に接近し、服飾形相また互に類似し、藤原時代より鎌倉時代に互りて泰山府君都祭の行はるゝ頃は、思想も形相も最よく密運して、所謂官人の儀表に化したるならむ。この思想は或は各自獨立し、或は相寄りて合行し、全く新思想に本づける圖羅王のみの圓像あれば圓に示せる如き炎魔天曼荼羅となつて現はるゝもあり。

畫面 一尺八寸六分 横一尺二寸八分

十六羅漢像を讀するは容易の業にあらず。崇拜的に成れるものに圓像よりすれば、配置に海岳鬚奴走獸を用ひるものと、單に岩石樹木の畫面に布局位置を劃するのみなると、全然配景をとらずして阿羅漢を背像風に現はせるとの三様あり。その山間水邊道處自適の態を寫せるもの、或は神通力を遊戯的に現はせる過水の圓の如きあり。巻子製愛敬的のものなればこれを擧げず。山水圖を主として却て羅漢を添景にとりしものに至つては、多くは釋迦如來を中尊としてその左右に配侍せらるべき三幅一對の製をとり、崇拜的の意味無きにあらねど、足利時代以後の流行なれば今また省略に従ふ。

その第一圓像に據れるものに面貌の柔和忍辱なると奇怪醜陋なるとあり。第二は奇怪醜陋の極度に達せしもの、第三は兩者の中間性をとれる頗る謹嚴の態度を現はせるものなり。第二の代表者は所謂禪月大師の様式に係り、遺品比較的少く、第三の様式としては妙心寺東海庵の藏品を擧ぐるの外なし。

この兩様式のものには添景乏しきを以て著色の數も少く、服飾の模様も修飾に努むること無く、赤色黄色或は淡褐色にて塗り潰すを常套法とす。第一の様式に成れるものに又二種の類別あり。一は苦修難行と神通力の一端を現はすものにして、用線筆力ありて太く彩色また雑多にして形貌の醜陋なるに似合はず、服裝に蓮花模様を施せり。住處は屋内を主とせず、山間に露坐するもの多し。所謂李龍眠と傳へられて最も普通に行はれたるものこれなり。その二は面

貌柔和忍辱を表する如く、決して異常の形貌を畫かず。用線従うて
 諸密傳彩また濃厚屋宇を營みて通經に閑寂の生を樂しみ或は岩窟
 に欄額を構へて壁鬼猛獸を御するものあれど唯隱逸棲遲の情に滿
 てるのみにて怖るべき神通力の潛めるを見ず。この種の様式は古
 く我國に行はれたれど鎌倉以後殆んど廢絶し、獨り李龍眠様のみ盛
 に畫かれたり。支那に在りても南宋末より元始に至るまでを最後
 とし、慶元府の陸信忠、四明の趙璠等を以て、その體りを見做さざるを
 得ず。その古様を窺ふべきものは支那より寧ろ我國に保存せられ
 たるが如し。江州の來迎寺、長壽寺及び法隆寺のこの回は即ちその
 最も逸品と稱すべし。來迎寺本傳彩最も鮮麗にして無双の名品と
 稱すべく、長壽寺本法隆寺本はその作始と相匹敵し、傳彩描法類似す
 る所多けれども鮮麗に至りては遠く來迎寺本に及ばず。來迎寺本
 は錢舜舉、法隆寺本は顏輝など、何れも支那人の筆に假託せらるれど、
 皆是無稽の傳説にして採るに足らず。その名を擧ぐるは難きわざ
 なれど、わが藤原末葉の名手に成れるは疑ふべからず。

思ふにこの種の奇古を街ふことなく、柔和忍辱の體形をとれる
 ものは最も始に起れる回像にして、次いで正反對なる廬眉染頭苦窠
 せる頭顱を現はせる禪月様造り出され、所謂李龍眠様はその折衷派
 と見るを得べし。これ等の様式行はれて後、彼此參酌し相互摹倣し
 て更に各種の形相を案出せられたるなり。その唐宋の古様を傳ふ
 る我が三本に就いて觀れば、極り返し云へる如く、相好豊滿にして類
 齡の人といへども甚しく老醜たる形態なく、服飾にありても藤原

として世に數無きもの法隆寺ひとり併せてこれを傳頌するを得た
 るはこれ千古の名刹たるに於いて恥ぢざる所以なり。
 回像本来の製制を審らかにせず、今は八曲屏風裝となり、古寫經
 斷片と貼交ぜにせらる。

三四、三五 蓮 花 圖

絹本 著色 二曲屏
 實高 五尺七寸三分 横 四尺

紅蓮白蓮開敷末敷の花、華蓋の荷葉と亂れ咲き、寶池の面を渡る微
 風に軽く搖らぎて芳香脈々自ら人を襲ひ、心なき一翼の水禽飄々乎
 としてまたその氣同氣の中に漂へり。これを趙宋の趙昌の筆と傳
 へ、周元の錢選が畫とすれば何の奇無かるべきも、花卉翎毛を本位と
 しての畫想未だ發達せず、蓮池の圓のみ淨土寶苑の必要物として常
 に畫かれたれど、白鷺を配して花鳥の情趣を描出せむとするが如き
 美はしき自然の觀察は猶結ばもあへぬ間に在りて、この回を得たる
 はこれ豈に空谷の覺者と稱すべからずや。

回はもと本寺舍利殿の中央増後壁の貼付に係れり。舍利殿は聖
 德太子寢殿の遺址と稱せられ、嗣所日記に據れば、承久元年己卯二月
 廿六日遺營の工を企て、二ヶ年の後に竣功せりと云ふ。殿堂既に承
 久年度の建立と云へば、堂内莊嚴たるべき壁畫のそれ以前ならざる
 べきは常理もて推すべく、況んや同寺別當記には承久四年壬午三月
 十一日御舍利殿太子御影智法眼奉回輪とありて、回壁貼付の繪の
 回製作のことを語れるあり。壁前既に承久四年尊智の筆ならしめ

時代に行はれたる花九枝の衣に遠山形の製装をつけ、その掛けやう
 も横被様なるなり。又紐もて前後を繋げるもあれど、後世の掛格を
 用ゐること無く、古制依然として存するあり。彩色も線と線との間
 を限りて淡く濃く交代せる手法をとり、或は線に沿うて暈翳の法を
 施すなど、藤原時代通有の手段たり、倚子はこの時代は於いて羅漢像
 以外に見ざる所なれど、羅宗渡來以後は見る程漆製ならず。古畫の
 高僧像に用ゐられたる體盤と同じく、木目を現はせる描法の第十六
 尊者に存するもまた略時代と様式とを徵するに足る。その倚子を
 蔽ひ几案に垂れたる錦綺の類には未だ後世の金襴を想像すべき線
 繪の法を見ず。六角形の臺座獅子形の香爐などもまた唐代の古制
 を寫して鎌倉時代に見も及ばぬ所なり。獨り岩窟の描法に至りて
 は拈尾たる磊塊を表かず、優婉なる筆に流動自在の線と山羊の髯め
 ける皴法を操りて、坐すべく坐るべき柔かき威を興へしむるは、これ
 純日本畫の特徴を發揮せしに似たり。かくて十六阿羅漢漢樹下石上
 悠々その境に自適するの妙味は求めずして自ら來るに非ずや。南
 宋の末造に及びて趙璠、陸信忠等が試みし所もまたこの景趣を畫か
 る憂ありて到底その面目同日の論に非ず。以上の三本は實に現存
 十六羅漢中の古様を存するもの、その製作に於いて法隆寺本或は他
 の二本に對して遜色なきを保し難しと雖も、由来この種の回像と深
 き關係なき法相宗の本山に藏せらるゝは寧ろ奇遇の至りと云はざ
 るべからず。後に掲げたる蓮花屏風と云ひ、この回像と云ひ皆名品

ば壁後たゞ同時同筆に係れること疑ふべからず。

尊智は大幡房と云ひ、承久元年五月新御堂の障子畫調進の爲めに、
 宗内兼康信濃房康慶八幡平三光時等と共に選ばれてその任に當れ
 る名手なり。障子の畫は大和山城陸奥を始として諸國の名勝を寫
 すにあり。尊智は春日野、吉野山、大井河、宇治河及び紀伊の若浦、駿河
 の淨見園等の回を承はりて、その面目を施せしに觀れば、山水花木の
 技に長ぜしを知るべく、當時の回本様を徵するに須磨明石の如き都
 近の勝景は實地に就いて眞を傳ふる事とし、すべて虛構紙墨を避く
 るやう相成めたるを觀れば、尊智も傳眞寫生の念に富み、その技に習
 熟する所ありしを思ふべし。これを以てこの回を推せば、蓮意の姿
 態傳彩に於いて、眞を捉ふるは偶然の故にあらず。況んや蓮花は佛
 教の發達と共に描寫し盡されたるものなるに於いてをや。尊智ま
 た回像の造詣深く、本職は即ちこの處に存す。因習せる回本位の
 技を事としながら、この回の如き花鳥の情趣を畫き出せるは自ら時
 勢の然らしむる所か、將たその人の傑出せしに由るか、時勢の徂路は
 これを詳説するの資料を有せず。唯この回の存するあつて尊智そ
 の人と當時既にこの舉ありしに驚倒するのみ。これ實に我藝術史
 上の偉大なる參考品にして、又法隆寺の最も光榮ある所以の一なり。
 回は後世殿壁より剝脱せられて掛幅裝となりしを明治の半頃亞
 米利加人ビグロウ氏の勸進によりて、更に現在の二曲屏裝に改めら
 れ、卷舒の勢を節して保存の便を得たりと云ふ。畫面堅五尺七寸三
 分、幅四尺二曲の左右兩屏相通じて八尺あり、舍利殿後壁の高さ六尺

八寸横八尺五寸七分なるに比して、上下左右尺度相適し、これを貼付して些の不可あることなく、亦以て説の誤らざるを證すべし。

三六、三七 厨子 繪

板繪 著色

高二尺四寸九分 横一尺六寸九分

この繪ある厨子も何を安置したりしか今致ふべからず。その厨六角形を爲し、外面は黒漆にて塗り、内側は板壁の上に胡粉地をつくりて極彩色の繪をものせり。

第三十六回に示せるは本尊の後立の板の背面第三十七回は扉の裏面を現はせるなり。一は龍波瀾花飛龍天に沖せむとし、海鳥の平層層重松樹影深き處に鹿鹿遊び、雲霧固く封ずる處に梵宮あり。一は二僧山中に相對して立ち、その間に多寶塔の存するあり。松高く延び或は低く假寐し、何れの景色を眺めても山柔かに木立の姿美はしく、唯これ大和の國に於いて見らるべき實景より想を構へて所謂大和繪山水を寫し出せるなり。繪巻物にも斯る風景を收めざるにあらねど、世の當に見る所よりは規模大にして、殊に樹木の描寫に妙を示し、鎌倉時代の末葉より盛に行はれたる春日曼茶羅、山王曼茶羅圖の如く、神城佛土の現景をいとも微細に穿ちてその間に靈蹟としての因縁を語らむとするものと頗る相似たる所あり。彼の描法の如きも唐招提寺の東征繪傳と酷肖する所あるよりすれば、益々以てその時代を同するを思はしむ。これ即ち南都春日繪所の手に成れるものにして、その様式と特色とを窺ふに於いて最も優秀なる作

品と稱せざるを得ず。

三八—四一 百萬塔 十三重塔基臺

木製

七重塔 高一尺五寸八分

四二、四三 陀羅尼卷 版本四種 筆寫本二種

紙本

孝謙天皇の御宇天平寶字八年九月惠美押勝の亂不ぐや一切の罪障消滅の爲に無垢淨光大陀羅尼經の趣旨に基き、木製小塔一百萬基を造らむとの勅願を企てられ、その後七年を経て神護景雲四年四月その功全く竣はりしかば、塔毎に根本、相輪六度、自心印等の陀羅尼を籠めて、これを東大、法隆等の十六寺に分置し給へり。即ち一寺に十萬基を奉納せられたりしかど、九寺の分は殘破消滅して隻影だも留めず。獨り法隆寺は尙四萬有基を擁して、能く勅旨を千古の後に傳ふるを得たり。續記に三重小塔と云ひ、高各四寸五分相輪高なり、基徑三寸五分と云ふも、法隆寺の所藏ありてこそ始めてこれを的實に證し得るなれ。これ無くば塔形も陀羅尼も何によりてか致ふるを得べき。

塔は輪輻細工にして、節重の部は繪を用ひ、上の相輪は木、水、木、或は桂を用ひ造りて塔身に嵌込みたり。これ相輪部の精細なる手工は特に質緻なる材料を要するを以ての故なり。三重塔の内には又別様の組立をとれるものあり。或は塔身を二分して造り、或は三分よりし、或は毎層皆組立てたるものもありしが如し。手法種々にし

て殘存せるもの凡十數基、各々その制を異にするあり。その著色も普通は胡粉にて塗れるのみなれども、中に群青と綠青とを彩どり、或は綠青と朱とを以てし、又或者は黃土若くは朱を施せるが如きあり。この種の殘存せるもの數基あり。その他圖には收めざれど、基底面に墨書したる文字あるもの少からず。多くは年月人名、種には合符の如き文字を記せるもあり。その最も珍なるは綠青を塗れる上に内裏の二字あるものなり。以て一寺の分十萬基の中にも形式著色その他體裁の同一様に出でざるもの、存せしを知るに足らむ。この三重小塔の中に節塔とて或る滿位の數に當れるときに特に大きく造れるものあり。今は十萬節塔と稱する十三重塔一基又一萬節塔と稱する七重塔一基を存す。七重塔は圖に示す如く相輪と下部と一木より成り、手法全く三重塔と異り、殊に相輪の底下に寶瓶形を出せるは、迦古の塔製を徵すべき一の資料たり。その十三重塔の蓮花座の彩色は各瓣みな美はしき暈網を現はせり。

每基みな中に陀羅尼の小卷を收めたり。續紀稱徳天皇紀にも露盤の下に各々根本慈心自心印、相輪六度等の陀羅尼を置くとあり。圖に示せるものまたこの四種にして、卷首に無垢淨光經とあれば、この經の陀羅尼を錄せしこと明らかなり。されど同經には根本、相輪、修造佛塔、自心印、大功徳樂、六波羅蜜の六種の陀羅尼を錄するを以て、現存する所は四種なれども、もとは六種ならむかとも疑なき能はず。然しながらこれは續紀に明かなる如く四種を限りとすべく、決して他に二種ありしにあらざるなり。淨光經に錄する所にては、根本、相輪、

修造塔、自心印の四種は書寫して塔中に納置すべきものにして、大功徳樂及六波羅蜜の二種は至心に念誦すべきものと説けり。六波羅蜜陀羅尼は即ち六度陀羅尼にして、念誦すれば事足れるものながら、百萬塔内には明らかにこれを納置するが如く、必ずしも淨光經の本文によりて書寫せしにあらざりして、續紀の文には等字を用ひて四種の外に餘分あるを示す如くなるも、四種は即ち現存の者と符合して増減なきより見て、當初よりして本文に拘泥せず、唯四種のみを書寫納置せしこと決して疑を容れざる所なり。殊に陀羅尼は小さき黃紙の片を以て巻かれ、その上に二三四の標記あり。その順序は淨光經所載の次第に合し、根本を第一として、六度を第四とせるを以て見ても、その四種陀羅尼をとりて他の二種に及ばざりしこと益々以て明らかなりと云ふべし。

數年以前本寺がその小塔を一般に配布せむとせし時には、陀羅尼の略々見るに足るべきもの、根本三百十一卷、相輪四百十卷、自心印九百八十卷、六度七卷ありしと云ふ。六度の咒言最も短かくして、然かも珍重せらるゝ、所以その殘存の極めて少なきに由れるを思ふべし。次は根本、相輪、自心印の順序となる。この印刷に就きては古來紛々たる議論あれども、これを銅版印刷と見るに至當とす。果して然らばこれ經典印刷否印刷法の起原よりしても、世界最古の嚆矢となるものにして、水へに記念せらるべき遺品たるを失はず。

印刷のもの固より尊しと雖も、この數多なる陀羅尼中に肉寫のもの三卷を存するはまた珍とするに足るべし。その二卷は自心印陀

羅尼にして宛然當時の寫經手の書風を帯び毎卷裏面末尾に寫生の名あり、その一には大湯坐千國とあり、大湯坐千國の名は正倉院文書寶篋四年十月二十九日の奉寫一切經所解大日本書紀卷五十五寫生安名の名に見え、大湯坐千國 廿五卷 用紙二百張とあるに併せ考ふればこの陀羅尼の更に珍なるを思はしむるものあるべし、今圖して現はせるもの即ちこれなり、また他の一卷には八月廿五日 吉方呂とあり、遺塔奉納の事勅願に係るを以て形式の統一を尙べるもの、斯る署名の由筆陀羅尼を存するは頗る興味ある問題と云ふべし、

四四、四五 法華經 (卷第三) 卷尾

四六、四七 大般若經 (卷第四百九十九) 卷尾

紙本 墨書 卷子裝

行信は傑僧なり、その終を善くせざりしとはいへ奈良朝の末葉、法隆寺殊に上宮太子の爲にその力を盡し、こと夢殿行信像に就いて述ぶるに詳し、天平寶字五年十月一日法隆寺緣起資財帳に徵するに上宮法王の御製に係れる法華經疏四卷を始めとしてその御持物たる鐵鉢壹口錫杖壹枝等を推覺して法隆寺に納賜すとあれば行信散落せる上宮太子の遺品を搜索しこれを法隆寺に復歸せしめて永へに保存の法を講ぜしこと疑ふべからず、終を克くせざりしとてその功業までを没するに忍びざるなり、圖に示せる法華經卷第三並に大般若經卷第四百九十九の奥書を觀ても、敬寫法華一乘之宗

の勝美をも没すべからざるに似たり、寧ろ深く行信その人に同情すべきを感ずるにあらざるや、

四八 大菩薩藏經 (卷第十三) 卷尾

紙本 墨書 卷子裝

一切經の江湖勸進の最初の確證とすべきは遺存する所後に掲ぐる本寺の勸進狀より古きはなし、計らざりき妙たる一介の沙門を以てして夙に不安朝初頭にこれを企畫せしものあらむとは、然るに今圖に示せる大菩薩藏經卷第十三はその奥書に見ゆる如く承和十四年丁卯閏三月 武藏國分寺中院僧最安 寫奉一切經本 經生沙彌澄照とあり、仁明天皇の御宇都と云へばいと離れたる遠き東の武藏國分寺に於いて僧最安の既に一切經寫の大業に著手せしを見ては豈に驚かざるを得むや、その事業の成功如何は悉くその寫經圖羅せざれば断定し難しと雖も古來追福供養の寫經中特に選ばるゝものと知られたる大菩薩藏經の遺存せるはまた以て奇遇と爲さざるを得ず、元正紀養老六年十一月丙戌の詔に奉爲太上天皇寫華嚴經八十卷、大集經六十卷、涅槃經四十卷、大菩薩藏經二十卷、觀世音經二百卷云々の文あるを以てしてもこれを證するに足らむ、武藏國分寺は不幸にして往古の跡を存せず、當初を語るべき何等の遺品をも有せざれども、この一片の寫經によりて人をして漫に懐古の情を催さしむ、最安何人ぞ、澄照何人ぞ、その人固より知る由なし、然かも武藏と山河懸絶せる遠き大和の古刹にその寫經の傳

金鼓滅罪之文般若真宗之教瑜伽五分之法合貳任漆伯卷經論とあれは、大智天皇の御宇に初めて起れる一切經會の多數を知らざれども、一介の沙門を以てして當時の大小乘の經論を書寫せむと企てたる希有の念願と意氣の非凡なるを證すべからざるや、遺存する經卷に由りて考ふるも、和銅年中長屋王の祈願に成れる大般若經六百卷、又有名なる光明皇后の大小乘經論書寫玄訪の千手經一千卷等の大事業も存すれど、不安朝以前に在りて、行信の如き至難の發願を成就したる人ありや、當時寫經生の設け禁裏に存せりといへども、その用途を辨するは因より容易の業にあらず、又書寫の事たる單に奉佛供養の儀に止らずして國家安穩四恩報謝の祈願には寫經供養の最も功德に富めりとの思想よりすれば、行信のこの舉業中の勝業と讃嘆すべきにあらざるや、奥書に明かなる如く、般若真宗之教を表せる大般若經も現存し、法華一乘之宗を現はせる法華經等も傳持せらるゝのみならず、行信の弟子孝仁等先師の先願を辨じて書寫せりと云へれば、七次年表に行信天平寶字二年入滅と記せるより推して、没後その業を卒へたるを知るに足るべし、行信の祈願せる二千七百卷悉く具足して今本寺に存在せずといへども、本願の成就を證すべきもの保存せられざるにあらず、行信史傳の傳ふる如く、薄徳非遠の僧ならしめば、恐らく孝仁の如きその志を繼ぐものなかるべく、その祈願經の今日まで傳領せらるべき由なからむ、その遺志を繼承したる徒弟あり、その祈願經の今尚ほ寺庫に存するより考ふれば、行信の遺願はもとこれ一時の壓迫に出でしにて、これを以てその人

へられたるは、そもその人の不壞の信念によれるか、將た上宮太子と前縁の存するか、實に奇遇中の奇縁と稱すべきなり、

四九、五〇 般若心經 (智慧輪三藏譯) 後半

紙本 墨書 卷子裝

五一、五二 一切經書寫勸進狀 後半

紙本 墨書 卷子裝

永久の頃僧勝賢新靈院新置の爲に一切經書寫勸進の業を企てしかど、幾かに二千七百餘卷を得たるのみにて、元永元年十月開題供養を遂げしを以て、殘る四千四百餘卷を書寫完成せむとして、保安三年三月廿三日僧林幸等が十方の檀主知識に助成を仰げること、第四十九並第五十圖に掲げたる勸進狀の存するによつて明らかなり、その誓願密しからず、寄進者相踵いで到り、遂にこれを完成するを得たるよしは今尚ほ本寺に存する一切經の各卷の奥書に徴して明らかなり、この經は每卷法隆寺一切經とある墨印記を有し、何時の頃にかや江湖に散落せしも多かれど、大部分は現に收藏せられて當初の寄進者と勸進僧との結願を全うするを得たり、圖に示せる般若の經もその奥書の「保安三年八月十七日書寫了、法隆寺之一切之内爲結緣助二世善願圓滿敬啟自御保姉子とあるに由れば、勸進後五ヶ月にして既に書寫の功を挙げたる例證とすべく、林幸が事業の永へに朽ちせぬ記念ともなりぬべし、されどかゝる記念は他の經論に頼りても傳ふるを得む、端なくも智慧輪三藏の

譯本心經を見るを得るに至つては、獨り一切經書寫の進行を微すべき遺品として感謝するのみならず、所謂一切經に脱漏せる希觀の珍本を得たるに於いて真心の歡喜措く能はざるものあり、眇たる心經一卷と雖もこの事業の記念として好箇の代表品たるに値すと云ふべし。

抑々世間流布の心經その類少からざれども、未だ智慧輪三藏の譯本の紹介せられたるを聞かず、否殆どこれありとしも知られざるなり、試みにこれを執つて他の譯本と比較するも、決して同一の撰に出づるものあるなく、實にこれ輪師が特譯に成れる希世の珍本たり。輪師の事蹟多く史乘に知られず、心經の譯本ありしなど又因より皇漢の典籍に傳はらず、然も今や親しく上都大興善寺三藏沙門智慧輪奉 詔譯と明記せる本心經あるを如何せむ、上都は首府の稱、大興善寺の起れる唐代に在つては即ち長安の謂ひなり、大興善寺は眞言宗の大祖師不空三藏が大法輪を轉せし長安の密教大道場なれば、輪師また固より密部の阿闍梨と認めて可なり。

近時刊行の佛教全書遊方傳中に收めたる智證大師が上智慧輪三藏決疑表は智證大師の決疑表たるのみならず實に輪師の存在と時代とその宗旨の關係とを明らかにすべき解決表と云ふべし、その表文を讀解して終に上都大興善寺灌頂院國師輪大阿闍梨大師几下とあるに至らば輪師は即ち智證大師が密部相承の阿闍梨にして、本心經の卷首に註せると同じく、長安大興善寺に法輪を樹て、しかもその灌頂院に住せしことまで併せて明鏡を鑑するの思ひあるにあら

ずる所以のものにあらずや、
附記すこの心經を含める一切經中には尙屬實國般若三藏奉詔譯の心經あり、藤井仲子祈願の奥書を存す、又胡摩羅什の譯本心經も收めらる。

天仁二年都維那智經の發願に由りて聖靈院の建立成り、太子御影及び住者四體を新たに刻みて安置することとなり、爾後閱歷を明らかにせざれど、別當記に古今一陽集の錄する所に從へば、間もなく東室大坊の顛倒と共に壞廢せしかば、關寺の住僧偏にその再建に勵精し、幾くもなくして舊觀に復するを得たりしを以て、その南に寢殿を構へて新聖靈院となし、太子御影及び住者再び此處に安置せらるゝに至りぬ、時に保安二年十一月なりと云ふ、今圖に現はせる僧林幸が十方檀主知識の助成を蒙りて一切經論等を書寫して新聖靈院に安置せむとしたる勸進狀に依りて觀れば、當時長吏法眼和尚位新轉精聖靈院安設御影、再禮法燈專營精治と云ひ、然もその年記の保安三年三月より判ずれば、この文句は正しくその前年即ち保安二年再興の意を現はせるものとして可ならむ。

尙卷末録する所に從へば、永久二年即ち天仁年度聖靈院創始の後間もなく僧勝賢の勸進に係れる一切經論書寫の事あり、功を畢ふること二千七百卷に及び、未だ大成するに及びざりしかど、功始まりて六年の後、即ち元永元年十月二日小田原上人を延請してこれを供養したりしが、その後中絶して餘す所尙四千四百餘卷を算するを以て、江湖有縁の助成を仰ぎこれが完成を期せむとの趣意なり、この

智證大師の傳を按ずるに、唐の宣宗大中七年を以て長安に入り、大徳法全に就きて傳法阿闍梨灌頂を承け、次いで不空より三世の智慧輪に見えて、兩部曼陀羅秘旨を授かり、同十二年商人李延孝の舶に乗じて歸朝せりと云ふ、これを以てしても決疑表の信憑すべきを知ると共に、その末尾に載せたる年紀、壬寅歲の智證在唐中に求むべからずして、我が元慶六年即ち禧宗の中和二年、智證歸朝後二十有餘年を経たる時と認めらるれば、宣宗禧宗の叙字は輪師が密壇の牛耳を執れるを知るべし、智慧の梵音般若なるを以て、所謂般若三藏を同人とするの説あれど、般若と利言との共譯に成れる心經とは全くその文を異にし、同一人の譯本と誰が眼にも見做し難く、譯語の體裁よりするも密部の人は輪師の本經に於けると同じく咒字に代ふるに眞言の字を用ふるを常とすれど、般若の譯本には眞言の二字を避けて咒字を用ひたり、或は藏經に收めたる摩訶吠室囉末那野提婆喝囉闍囉囉尼儀軌に般若新羯囉とあるは智慧輪の梵音に類し、その人と思はれざるにあらねど、大興善寺の阿闍梨とも載せざれば、遽かに同人とも斷じ難く、姑く疑を存す。

本寺は今御物となれる最古の梵本貝葉心經を傳へたり、小野妹子の將來と傳へられ、今や斯界の珍本としてその名海外に轟けり、これに加ふるに又希有の輪師譯本心經を傳ふあり、かゝる貴重なる逸經の本寺に傳存せらるゝは、獨り學界の光輝のみならず、又以て本寺があらゆる方面に於いて東洋の一大寶庫たるに背かざるを證

舉の企てられたる所以も亦新聖靈院再興に刺激せられたるに非ざるか、
藤原時代の末葉は獨り如法經の書寫に結願を籠めたるのみならず、一切經の供養また實に無上菩提の最勝事として行はれたり、然も自ら發願して廣く十方に勸進せし例に至つては、史上に歴然たるもの尠し、その勸進狀を傳ふるに至つては本書の外恐らく刹土に遺存するもの無かるべし。

五三、五四 大般若經 (卷第三百三十五) 卷首
紙本 墨書 卷子裝

この經その卷尾に記して云ふ、
長寬三年乙未法隆寺五師大律師相慶爲興法利生兼滅罪生口命長遠一家類弟子同法安穩不安破損朽損經一部六百卷尋求集以自力儲魚網加書寫三百餘卷也 敬白 大律師相慶
承元四年庚午五月廿二日一校了 奉施入一部智昭大律師敬白
長寬三年五師大律師相慶の誓願として破損朽損の大般若經を修補し、更に三百餘卷を書寫して一部六百卷の完本を造り置けるを、四十年を経た大律師智昭校合を加へて捨入したるものなり、相慶智昭兩法師ともその傳を存せず、俱に本寺の寶物を保存するに力ありし人にして、公家の善施寺領の豊富ありとも住僧にその志なく、むば焉ぞこれを今日に傳ふるを得むや、兩法師の志や多とすべきなり、

紙本 墨書 卷子裝

大唐大慈恩寺は唐の太宗貞觀廿二年太子がその母文德皇后の爲めに創建し、玄奘三藏を上座と爲せる所の伽藍なり。而して諸藏三藏聖教序記碑を以て著名なる寺内の五級の雁塔も永徽三年に高宗の建立せし所のものなりとす。

慈恩大師は法諱を窺基といふ。唐の初祖玄奘三藏遠く流沙を渉りて天竺に赴き、戒賢論師に謁して瑜珈師地持論宗を受け、歸朝の後、盛んにこの宗を弘めたりし時に當りて、窺基は奘が上座を以て智名四海に振ひ、盡く法相大乘の妙諦を領して源流を恢廓せり。後世尊び目けて三乘法相顯理宗といひ、またこれを慈恩教と名け、聖世彼に歸仰して慈恩大師と稱せり。これを唐朝に於ける法相の第二祖となす。而して大師は高宗の永淳二年世壽五十有一にして示寂す。高宗深くこれを悼み、勅して奘三藏の墳墓に近く雙川北渠に葬り、親しく畫像の畫を製すといふ。

本集收むる所の抄本は題して大唐大慈恩寺大師碑文畫譜頌曰、また大唐大慈恩寺大師畫譜といひ、文中に永淳二年十一月仲旬三日爲慈恩先師寫像行禮禮とあるを見れば、高宗の御製に係る畫像譜なるものと、その年代に於いて同一なれば、恐らくはそのものなるべきも、基の墳は玄宗の開成四年に西安府に改葬せられ、碑亦新に建てられたるを以て、畫譜碑の存在甚だ疑はしければ、今これを證するに由な

きなり。又初めに抄出したる頌曰の四行には結尾に已上此四行は碑文なりと注記して作者の名を擧げず。而して次の大師畫譜に江滿昌文とあれば、若しこの抄本の一文を御製と見むには、頌曰の四行を指すべきものならむ。普通の碑銘に在りては、頌は文の後に従ふべきものなるに、獨りこの文のみかくその體を別にせし所以はその御製なるを以て特例を作りしと見るを得べし。

この抄本は天承二年四月二十一日智印なる者の書する所なるは、奥書に明らかなく、智印の何人なるかは未だこれを詳らかにするを得ず。然れどもその筆蹟の凡ならざるを見れば、決定當時の名僧なるべし。又卷頭には顯眞の印あり。卷末に良訓が此畫譜舍人調子丸末流顯眞得業之所持也、維享保四歲次己亥曆八月三日修得記と記入せるを見れば、彼の有名なる顯眞が法祖を崇敬するの餘り、日夕これを愛誦せしものなるべきは察するに難しとせず。文は法相大乘の祖師の畫譜なり。卷子は顯眞得業の手澤本なり。三論法相の道場たる法隆寺にありては、物以上にこれを貴重するの價値ありと謂ふべきなり。

五九、六〇 上宮太子十七條憲法版本 其二

八寸四分 幅二尺八寸七分

十七條憲法とは日本書紀推古天皇十二年の條に、夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親筆、作憲法十七條とありて、太子が國家治安の大法を宣らせ給ひしもの即ち是なり。而して古人この憲法二字の意義を解き

て、憲法也、言、聖王法、天以立、教於下也、といひ、又、憲法、示人曰、憲法、といへり。現今の國體及び政體等の組織制度を規定する謂ゆる憲法とは、制作の體裁全く相異なるもの、如しと雖も、謹んでこれを拜誦する

に、君臣の大義、百官の任事、治亂の明正、賞罰の必當、稅租の公平、等の大法を擧げ、更に最後の第十七條に於いて、夫事不可獨斷、必與衆宜、論と宣らせられたるは、吾が明治大帝が御即位の初め、萬機公論に決すべしと認め給ひて、終に現今の憲法を欽定し給ひし大御心と、その標を一にせるものにして、誠に徹底的、根本的憲法と謂つべし。これを諸外國憲法の徳季の世態に適應せしむべく、第二義に増したる制作に比するに、固より同日の談にあらざるなり。然るに世人往々太子の十七條憲法を以て名は憲法なりと雖も、畢竟一の道徳律に過ぎずと爲すものあり。是れ全くこの憲法を精讀せざるの罪たると共に、

國體の相違と時勢の推移と法の根底とを知らざるに、賦由するのみ。今この憲法を熟讀するに、第二條「篤敬三寶」と宣らせたまへる一條を除きては、他の各條項一として、儒教の旨趣に基づかざるものなし。蓋し儒教は佛敎の渡來に先きだつこと二百六十又八年、已に我邦に傳はり、爾來朝野共にこれを尊崇服膺するもの漸く多きを加へ、上は國家の政道より下は各個人の行動に至るまで一にこれに準據するの傾向を馴致して、以て太子の時代に及びしものなれば、この十七條條に規定し給ひし所の如きは當時既に不文の憲法と成れりし先王前賢の明敎遺訓に法り、以て萬世國民の軌度を定めたまひたるにて、獨り太子の創意に出でたりしには非らざるべし。若し夫れ第

二條に三寶を崇敬すべきことを宣らせ給へるは、吾人は太子が篤く佛道に歸依し給ひ、宗教を以て徳教の根基なりと確信し給へる卓見、謙誠に由れるものと思惟せむと欲するなり。

この十七條憲法版本は後宇多天皇弘安八年の刻にかゝる。今日現存する古版本には鎌倉時代の舊物を初め、南北朝室町各時代のもの尠からずと雖も、殆ど皆經文類にして、經文以外の物としては實にこの憲法版本を以て最古となす。而して幸に毀損崩滅甚しからざれども、縮刷の寫真面にては文字鮮明を缺くところ多きを以て、左に全文を抄出し、且一二異同を註して參考に資す。

十七條憲法

上宮太子作

一曰、以和爲貴、無作爲、宗人皆有黨、亦少違者、是以或不順君父、卒違子歸、里然上和下睦、語於論事、則事理自通、何事不成。
二曰、篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人非貴是法、人鮮尤惡能敬從之、其不歸三寶、何以直枉。
三曰、承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天、則致埃耳、是以君臣承上行下、靡故承詔必慎、不謹自取。
四曰、群卿百寮、以禮爲本、其治民之本、要在乎禮、上下禮而下非齊、下無禮以必有罪、是以群臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治。
五曰、絕貧樂欲、明辨訴訟、其百姓之訟、一日千事、一日尙爾、況乎累歲、須治訟者、得利爲富、見賄聽讞、便有賄之誣、如石投水、乏者之訴、似水投石、是以貧民則不知所由、臣道亦於焉闕。
六曰、惡惡勸善、古之良典、是以無惡人善、見惡必匡、其謂詐者、則爲覆國家

之利器爲絶人民之鋒劍亦俟期者對上明好說下過達下期講誘上失其
如此人皆無忠於君無仁於民是大亂之本也。

七曰人各有任掌宜不濫其賢哲任官領者則起奸者有官禍亂則繁世少
生知短念作聖事無大小得人必治時無急緩適賢自寬因之國家永久社
稷勿危故古聖王爲官以求人爲人不求官

八曰群弊百寮早朝晏退公事靡廢終日難違是以遲朝不違于急早退必
事不違

九曰信是義本每事有信其善惡成敗要在乎信群臣共信何事不成群臣
無信萬事悉敗

十曰絶怨棄讎不怒人違人皆有用心各有執彼是則我非我是則彼非我
必非聖彼必非愚共是凡夫耳是非之理誰能可定相共賢愚如環無端是
以彼人雖讎還恐我失我獨難得從來同舉

十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執事群卿宜明賞罰
十二曰國司國造勿數百姓國非二君民無兩主率士北民以王爲主所任
官司皆王臣何敢與公賦數百姓

十三曰諸任官者同知職掌或病或使有關於事然得知之日和如會議其
以非與聞勿防公務

十四曰群臣百寮無有嫉妬我既嫉人人亦嫉我嫉妬之患不知其極所以
智勝於己則不覺才優於己則嫉妬是以五百之乃令過賢千載以難待一
聖其不得賢聖何以治國

十五曰昔私向公是臣之道矣凡人有私必有損有損必非同非同則以私
妨公誠起用違制害法故初章云上下和諧其亦是情然

十六曰使民以時古之良典故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不
可使民其不農何食不桑何服

十七曰夫事不可獨斷必與衆宜論少事是輕不可必衆唯議論大事若疑
有失故與衆相辨辭則得理

入道大納言家 奉施入 十七條憲法
右文者依爲本願聖靈御作有新念事問換所施入如件
弘安八年三月日

六二 天平勝寶九歲法隆寺所領文書 全形

天平勝寶九歲正月廿一日法隆寺の所領田地とその所得の注進狀
なり。殘破甚だしく仔細を檢するに便なけれどこの頃の土地關係
文書としてはその資料を供し得るもの本寺と東大寺とを數ふるに
過ぎざれば斷簡零墨といへどもその貴重すべきや多言を要せざる
べし。

六一 天平勝寶九歲法隆寺所領文書 全形

六二一七〇 法隆寺文書 (上卷) 第一第二前半同後半
第三前半同後半 第四首同中同尾 同

七一七五 同 (下卷) 第一首 同中 同尾 第二首
紙本 墨書 卷子裝

土地處分に關する文書は社寺財產の權利の在否を證明する唯一
の資料にして歴世これを秘庫に藏して傳襲しその多寡は以て所藏
者の由緒を徵するに足ると知られ東寺の如きその最も豊富なるも

のありと雖も本寺は不幸にして藏亦甚だ疎かならず上代文書と
して前掲の外この上下二卷を擧ぐるのみなるは切に遺憾に堪へざ
る所なり。この卷餘餘滿面通讀に難く文意また得易からずと雖も
本寺としては希觀の遺品なり。

第一は土地の直稻受領の解にして僧玄耀が天延二年七月三日そ
の直稻倍拾束を數の通り受領せしを證せしものなり。その土地
の所在に就きては次なる文書自らこれを語るあり。

平城京の南八條九里卅四坪の地肆段伍貳拾步は同じ僧玄耀賣人
として均しく法隆寺の僧なる關區に直稻倍拾束にその所有權を
讓渡したるに因り賣買兩人が署名して券文を作れるもの即ち第二
の文書にして一面に平群郡印を踏し郡の大領また自署してこれを
證す。第一文書の直稻數と年月日は第二文書と同一なれば第一文
書の直稻はまた第二文書の卅四坪の家地に對するものと考へらる
べし。

第三文書も同地所の賣買券文にして步數四至所在俱に前文書と
異なる無く唯立物賣買三間屋一字と添加せられたるを見る。この地
前券文に依りて法師關區が玄耀より買得せしを同じ直稻にて更に
法隆寺權寺主鎮結に賣與へたるためこの解を作るに至りしなり。
その様式毫も前文書に違ふことなく郡印大領の自署皆備はりて缺
くる所なし。この第二第三文書の四至に南船寺東院西香木堂地と
云へるは現今の地勢よりすれば夢殿と法隆寺との間にあるべく思
はれその地に香木堂の存せしことこれに依りて明らかに或は賣買

三間一字とあるが即ちその香木堂なりしかを思はしめざるにあら
ず。香木堂の本尊として知られたるは即ち目今法隆寺々務所に接
せる新堂安置の藥師三尊にしてその沈香木を以て造られたるを以
て當初安置の堂宇は香木堂の稱を與へられたるなりと傳ふ。この
三尊御影は既に登載せり。本像既に香木堂の本尊として傳へられ
香木堂の所在この文書に由つて推すことを得ば本文書は實に土地
賣買文書としての證券たるのみならず本寺堂宇實在と由緒とに就
きてまた好資料を供するものと稱すべし。本文書と新堂本尊の様
式より考ふれば或は天延正解を距ること甚だ遠き時代の製作にあ
らざる無きかを思はしむ。

第四の文書は康平五年十月十三日立記と起首し本卷文書中最も
古代のものに係り從うて益食缺損甚だ多く文意最も通解に苦しむ。
文中に平群郡八條九里卅四坪五坪等とある卅四坪の地は前文書の
賣却地と同地なれば古來均しく一巻中に收められたるなり。本文
書は法隆寺の運快五師大原頼本が手より僧延元が買地たる前記平
群郡の土地並に同寺の五師眞增の所領地等を買取りしに眞增が所
領地の公驗付等は故五師南一の領地たる關係よりして僧運照の
許に保管しありしを眞增一見を欲せしかど事容易に進行せず。程
經て漸くこの立記書上の前日たる十月十二日未時運照をその宅に
訪うて件の公驗を見るを得しがその問運照所用の爲め外出せし時
眞增公驗を寫し取り然もその文字を書き損しおきて後日諍論の種
と爲さんと企てし形跡あるを以て事の仕末を叙して自家の偽り無

きを明らかにせむ爲めこの立記を作れりとの謂なり。文末に連署せる僧永真等は眞増が公驗の文字書損しを保證せる人々にして、被捨失所々本公驗面四至上三四字許云々とあるは書損しの箇所を擧げたるなるべし。

下巻は二種の文書より成る。一は延久六年二月十三日平群郡宇古麻田の地の賣券にして、僧長深が先祖相傳の作手田なりしを相肆拾伍疋の値にて僧澄千に譲渡せるものなり。奥に法隆寺の所司たる上座寺主都羅那師等五人の連署ありて賣渡の事實を證し、僧寺會印を加へたり。

二は法隆寺に於いて毎年上宮太子の聖靈會を修するに當り、左右兩座の樂人に供する酒飯饗應の料餘かならざるを以て樂人等精勤事に勵まざるを遺憾とし、寺僧林覺澄千等古麻田の地三段の收得を擧げてその費途に充てむと企てしかど、事成るに及ばずして逝去せるに由り、一は以てその素懐を遂げしめ、一は以て聖靈會の興隆に資せむとの主意にて、天治元年十二月十八日寺僧等連署して法隆寺政所の裁許を稟請せるものなり。政所は任申狀之旨免除之(花押)としてこれを許せること巻首に明らかなり。古麻田の地は第一文書に平群郡八條八里十坪横路北湖三段と云ひ同じ土地ながら天治元年には上宮王院御領と注せられたるは、延久六年二月僧澄千がこの地を長深より買得してより事のこれに及べるか。澄千が林覺と共にこの地の所得を以て聖靈會興隆の用途に充てむと企てし、の因由甚だ遠きに在りしを想ふべきなり。

七六 三昧堂僧等解狀

同 裁許狀

紙本 墨書

寺家西嶺の麓に主無うして荒廢に委せる原野あり。延久四年の冬、一部の僧等寺家政所に請うてその地を得、即ち堂宇を營作し、不斷三昧の道場と爲せしかば、その所領の田地壹町の地子並雜投を永へに免除して住僧の所依を全うし、安んじて勤修三昧に従はしめむとの理由を以て承暦二年十月三日堂僧等連署してこの解狀を政所に差出せるなり。政所も亦その舉を美とし、仍被地子並雜投等永以免除之と奥書して裁許を與へたるもの即ちこの文書なり。法隆寺は教學の勤習を以て知られ、苟くも宗派の差別を標して争ふことなかりしは古往今來の事蹟に顧みて最も誇とする所なり。寺僧等またその趣旨に依り、時代の信仰に本づきて所依の行法を修し、寺家またこれを獎勵して上宮太子本覺の莊嚴と爲せるが如き、恐らく古今を通じて本寺と東大寺以外何れの寺院にも見るべからざる現象なりと云ふべし。

七八 開浦院住僧等解狀

紙本 墨書

この解狀の主旨は延久年中開浦院付屬の三昧堂并房舍等の敷地として山野荆棘の原に一處を卜し、領主の有無を寺家に訊し、別當所司大衆等の領主なきよしの證言を得て、先づ房舍をその地に結構し、

太子所持の舍利を安置し、太子の御影を同じ、毎月觀音講を修するな

ど、寺家佛法興隆に力を致せるのみならず、傍ら茶芥を開き道路を通じて庶人の隨喜する所深かりしを以て、三昧堂曼陀羅堂をもその間に建立するを得たりしかば、私領を擧げてその燈油料として施入するに至り、その敷地及び燈油料高等の地子物はすべて免除せらるゝことに定まりをれるを、天永元年法隆寺の目代林實なるもの先例を顧みず、これ等の土地を檢田帳に注載し、沙汰未定之間得替既畢、件注文等依交替當時御目代不論左右賣動被買取住僧買物衣堂領により、元の如くすべての地子物を免除し、賣取の買物を免返されむことを乞へるなり。文中記する所の敷地によりて開浦院の所在を推定し得らるゝ證となるのみならず、或中間金堂大衆共造立多開吉祥二天像とあるは今金堂に安置する多開天吉祥天造像の謂にあらざるか。この二天像は白河天皇の承暦二年正月七日造像に著手し、同年十二月間眼供養せるものなれば、その時期正にこの文に説く所と符合するのみならず、金堂大衆と共に造立すと云へれば、その金堂に安置せられしものたるやを考へ得べからざるにあらず。これまた金堂諸像の造立に關する有力なる證左なり。巻尾に署名せる院主法師源義は寄進狀に見ゆる如く、この後天治元年七月十九日開浦三昧堂を改めて三經院を造立せし人なり。開浦三昧堂は則ち解狀の問題となれるものなれば、これを改めて三經院を造立するに至れるは解狀の主旨を撤するを得たりしことと思はる。

七九 大法師源義佛像經卷等寄進狀 全卷

八〇 僧榮舜講演料田寄進狀 全形

紙本 墨書

法華、勝鬘、維摩の三經は上宮太子親しく疏解を下し給ひ、三經と太子とは甚深の結縁あるを以て、太子示寂後三經講讀の會を設け、大講堂に於いてこれを修するを例とせり。その後西室の南端なる一室をしつらへて特殊の場となし、冠するに三經院の名を以てしたることを眞の古今日録抄等に見ゆ。その年紀は從來の記録に由りて微すべからざりしが、天承二年正月十四日大法師源義が寄進狀によりてその因由を知るを得べし。件の狀に、抑其志者以去天治元年七月十九日被改開浦三昧堂造立於此三經院因之任本施主素懷所施入也とあり。開浦三昧堂をその儘に移せしかば、或は工を加へて新修せしかば、或は全く新造せしかば、固よりこの文のみにては斷ずべからざれど、そのこれを改めて三經院とし、新に工事を動かせるは疑ふべからず。思ふに天治元年七月は則ち三經院創始の時にして、三經講讀會の大講堂より獨立したるも亦この時と認めて可ならむ。これを以て源義法師は天承二年正月三經院の本尊として金銅釋迦觀音像各一體及び高八尺の皆金色阿彌陀如來像一軀を寄進し、又所謂三經を奉納し、更にその莊嚴及び維持費として金鼓銅磬花机花鬘等の佛具を整へ、開浦三昧堂敷地並燈油料田を始とし、田畠山林等を寄せてこれに充てたるなり。三經院の面目こゝに至つて備はれりと云ふべし。

これより毎月廿二日聖雲御遠忌に隨ひ三經の講讀勤修せられ、一山の住僧また護持に務むるに至り、承元四年五月には傳燈法師榮舜が支配を以て梅邊谷の地肆段を講讀料費として寄進するあり、寄進狀によればこの地元と本寺の住僧信融の所領なりしが、信融の遺言によりて榮舜これを施行したるなり、この後の消息は前に云へる古今日録抄の註記に至るまで殆ど知ること能はず、同記に堂莊殿を叙して中央に半丈六金色定印の阿彌陀像を安じ、法相祖師曼荼羅太子勝鬘經講讀御影等の畫ありと云へり、定印阿彌陀像は源義が寄進に係れるものと考へらるれども、近古これを撤して太子講讀坐像を安じ、曼荼羅等の畫像も亦掛幅裝となつて寶庫に收められ、今や鎌倉時代の舊態全く一變して見るを得ず、思ふに眞實の時既に業に藤原時代の面目を存せず、爾後幾轉變をや經たりけむ、法は常住なり、殿宇は假象なり、神佛の呵護あるにあらざれば壽を數百歳の後に期し難しと云へども、本寺の如き名刹としては成るべく轉變の外に超然として殿宇も法と共に常住不變のやう望まほしけれ、

八一、八二 獅子狩文様錦 全形 部分

この錦の出處に關しては近く學者の考察を煩はし、また疑ふの餘地なきに似たりと雖も、史乘の録する所を以て考ふれば、もと西城の產にして、所國が資將軍に與ふる賤に違ぶる所の虎頭繡なるものはこれと同種にして、その先を爲せるものと思はしむ、所國これを西城の張掖縣即ち敦煌の地に於いて獲たりしことまた文中に明らか

なり、その後魏の文帝の詔に虎頭連壁錦と云へるは或は西城の法を傳へて中國に織成するに至れるものと見るを得べし、今この錦によりて見るも圓形玉縁を配せる形式はこれを何と稱せむよりも連壁と名づくるの最も至當なるを覺ましむ、虎頭は單に字義のみによらずして虎の存する、即ちこの稱ありしと見るを得べし、文帝の時虎頭連壁錦既に中國化せられたるを考ふべく、近來本願寺法主の將來せる同種の錦に花樹對鹿の文字を織り出して、連壁中に花樹と雙鹿とを用ひしもまた虎頭錦によりて中國式の意匠を加味したるにあらざるか、その我國に將來せられたること同種の錦の正倉御物院として存置せらるゝもの多きによりても推すを得べく、或は本寺のこの錦よりして奈良朝以前に既に將來せられたりとも考へ得られざるにあらざる、魏の時その製作ありしを以て觀れば小野妹子の如きこれを將來し得らるべき筈なり、この錦につきて尙ほ論及せむとする所多しと雖も、今は大略を叙するに止む、

八三 蜀江錦

これ小治田朝の遺品なり、その果して蜀江錦と稱すべきや否やを知らず、奈良朝以前の古記には錦の名を見ること多く、霞錦菓子錦、錦、錦、人錦などその種類を擧げたるあれど、蜀江錦の名あるを見ず、總て錦とは五彩織成のものを稱するを以て、圖に示せるも亦その錦たるは明らかならぬ、當時の通稱如何なりしか、今これを詳らかにせず、その赤色の絢爛尙ほ人目を射るが如きよりして蜀錦

時代のものなるべしとはその形制よりして定め得べし、

八六―八八 金具類

この二十九個の金具また前掲のものと同種の發見物なり、そのもと几帳附屬のものたりしや、灌頂繡如きものゝ一部なりしやは天蓋などの零片なりやを知らざれども、いづれもみな本寺草創の頃の製作にして、その忍草草文様にその香葉如き形に一々古調掬すべきあり、まことや千古の伽藍塵埃中にさへこの珍品を藏す、妙なるかな、偉なるかな、

八九 經篋

墨漆塗 通高四寸四分 一尺一寸五分 幅四寸四分
もとの經を收めたりしやは知るに由なきも、會式施行の際用途に充てしものなるべく、墨漆の塗り様香狹間の形よりすれば鎌倉時代の製品として可ならむ、

九〇 卓

墨漆塗 螺鈿 高二尺六寸四分 幅四尺四寸 奥一尺八寸
その製作年代及び傳來に就きては何等考ふべき資料を有せず、鎌倉時代以降弘く行はれたる墨漆を塗り、螺鈿を裝せるものなり、螺鈿は處々剥脱せりと雖も、木の葉蝶形の尙ほ辨せられ外觀の朴素

の名を付せるか、姑く俗傳を存して稱呼に便にするのみ、織錦の技は雄略天皇これを勸め給ひてより錦部連をおかれ、孝徳天皇の朝には精巧の織に達せりと云へば、その間なる小治田宮の御宇には既に誇るべき製品ありしならむも、この錦の如き精妙なるはこれを外舶に仰げりと云はざるべからず、錦の用は桂甲、敷物若くは帶の如き重厚の地質を要するものに供せられ、香札、梅、五輪、經、机、梅、共、料、子、桂、甲、二、領、龜、甲、錦、繡、等、皆、古、記、に、見、ゆ、る、所、な、り、これと同種の錦にて造られたる御帶の上宮太子の紀語部善岐岐美耶女の遺品と傳へられたるもの又御府の藏に在り、

八四 繡佛(零片)

この繡佛断片は次に掲ぐる金具類と共に元祿年間大修理の際より今日に至るまで保存し來れる五重塔の古壁土及び塵埃中より新たに發見せしものなり、見らるゝ如くまことに小片にしてその全幅のもと如何なる形制を備へたるものなるかを知らず、難けれども本寺奉獻御物中に存する繡佛に類品あり、又天壽國曼荼羅の零片かと思はるゝものもあり、

八五 几帳(殘缺)

前掲繡佛と共に古塵埃中より收得せるものなり、これ等はもと一具の几帳をなせるものならむも、斷爛甚しくしてその零片中僅かに金具に附著して殘存するのみにて古形を思ふに由なし、たゞ推古

なるに比して優婉の風人を動かすものあり、この種の形式に依れるもの、中本卓と東大寺の藏品とはその最も大なるものなり。

九一 柀 二個

一は銘の存する如く康正二年二月の制に係り、二は天正拾陸九月の制に係れることまた銘文に明らかなり。

九二 鷹 圖

紙本 著色 三幅對

墨四尺八寸七分 横二尺一寸八分

江戸時代の初期に當り、狩野主佐以外の畫風を標榜して離起せむとせし者は所謂系譜の一般に重んぜられし如く、各その畫系の本づく所を呼號して信を一世に博せむとするに至れり。狩野主佐の直傳門末にあらざる者と雖も強て畫系をこれに假りてその地步を占めむとするの形勢なれば、それ以外の輩に在りては更に有力なる畫系を標榜せむとするは勢の免かれざる所とす。曾我二直菴が周文六世の孫と名乗り、唐畫の直傳我にも宗具、雪舟を門弟とせるその師周文は則ち我が義祖なりと叫び剛放の氣を遺墨の筆意に寄せ、不羈の魂を雄健の描法に託し、畫系の正統を頼みて所謂曾我派の面目を發揮せむとせしもまた偶然の故にあらざるといふべし。

その意氣は手腕と相叶ひ當時の繪畫較もすれば輪廓の鮮明を脱せむとし、雲谷派の如き描線の剛健を尙ぶものもまた大勢の乘ずる所とならむとするに鑑み、その墨色を濃厚にしその描法を勁健にし、の題材に據つて最も謹嚴の描法を遺儀なくその特徴を披瀝せるものにして、短所の存するあるも眞面目に長所を發揮したる畢世の傑作と推さざるを得ず。

その得意を標榜せる自負は落敷と別に附せる家系に由りて益々明らかなり。歎しては蛇足六世孫と云ひ、家系を立て、は周文は我が血統上の祖なりと爲す。唐様は祖先蛇足の創むる所、雲谷流は文流と爲つてその教を奉ずるもののみ、狩野如何に時めくと雖も、唐様の傳授なくば空擲の設に均しとの意氣窺ひ得らるゝにあらざるや、されど少しく心を静めて、家系と歎誠と更にその印記に周文六世孫とあるを併せ致ふれば、其だしき矛盾の存するあり。家系によれば曾我蛇足なるものは有名なる相國寺の周文の兒なり。かくて民部軍人相傳へて左兵衛頼繩即ち二直菴に至らば、これ蛇足より數へて六世の孫と云ふべく、正に畫面に歎する所、蛇足六世の孫に相當す。如何してか弟なる周文を先にし見なる式部を次として數へたる周文六世孫と稱するを得べき。抑この印記は古來學者鑑定家の解釋に苦しみ、或は血統上の稱なりと云ひ、或は單に畫の傳統たりと稱し、その爲め流派相似たる畫家を古人より抽出し、周文を祖として強て二直菴までを六世に組立てたるあり。周文を秀文の謬りと爲し無理に曾我氏を六代に續ぎ合はせたるもあり、紛々としてその解決を得ざりしが、一度この系圖現はるゝに及びては、黒川春村、楳山坦齋等の苦心は殆んど徒勞に歸せりと云ふべく、二直菴は自ら組織附會したる蛇足周文を祖先としての血統的系圖を以て六代の遠孫と呼



形式嚴明にして一毫の紊れざる無きを期して立てり。これ實に曾我派の眞面目なり。その覺悟や宜し、唯變通自在を缺けるを如何せむ。こゝに於いてか筆に風霜の氣を含めると同じく好んで優麗を畫き、健剛利爪にその懐を恣にし老樹怪巖にその興を遺る所以なり。これ實に曾我派の獨壇場なりとす。その筆力を弄するの結果は裂破せる手法を喜び樹枝に巖頭に將た波浪線に皆これを使用して同一稟自に收めむとす。これその長所なれども、指屈伸びざるの短所またこゝに在りと云はざるべからず。この圖の如き二直菴が最も得意

ばはれるなり。この始末の闡明せられたるは一に系圖の發見に據れるにて、古人が困苦せる疑團は爰に氷釋を告げたりと雖も、前に述べたる蛇足六世孫と周文六世孫と同時に成立し難き矛盾は如何に判別すべきか頗る途方に迷はざるを得ず。されど蛇足六世孫なる語は二直菴には極めて珍らしきことなれば、曾我派なるものが周文を生める祖先なりとて系譜を作れる上よりしては、その順序の如く蛇足六世孫と稱し、尋常畫圖に印記を要する時は、それと世に知られざる蛇足を差置きて、當時勢力ある雲谷派等が仰いで師祖と爲す周文を稱にとりて周文六世孫の印を用ひしならむ。この累代相傳の跡を捨て、頼みず二直菴が畫道を標榜する爲め時勢並に權變の術を講じたる證據品と見れば、さして矛盾など咎むべき理由もあるまじ。

第一に畫人としての蛇足は古來唯一人とせば、その閱歷殆んど微すべき無しと雖も、周文と同時の人とは云ひ難く、梅花無盡藏に載せたる蛇足翁、越前中輪景場中巨擘也と同人なりとせば、水正頃に生存せしを知り得らるゝのみながら、周文と年代を一にせりと雖も、生じて云ふべからず。又越前の曾我氏にして畫を善くする人あらば自ら系圖中に收めらるべくも考へらるれど、事のこれに及ばざるあり。建仁寺の詩桂が幻雲文集に越前太守朝倉孝景が命を承けて瀧湘八景圖の後に書せる文を載せ、二日命曾我兵部景種、瀧湘八景畫既成爲一巻中略今兵部景世國畫中略、兵部筆勢入神、景世所知と云へり。兵部景種は越前朝倉の家臣なるのみならず、世々畫伎を事とす

る家に生れたる人なり。然も家系に式部民部と稱する如く、兵部の通稱を以てすれば曾我氏の家系に漏れざることを明らかにして、この名家を家系に有せず、累世畫伎の由緒ある家門に二直菴が此の因縁なしと云はく、越前の畫家曾我氏の系圖としては頗る怪訝に堪へざるものあり。その父と稱する木工助直菴は諸書に慶長中に歿すと傳へ、京都北野神社の繪馬額には繪師直菴慶長十五年五月云々とあるに見て、この年まで生存せること明らか、なれども、これ以外に微證すべき資料あるなし。この年より數へて明暦二年までは五十年近くを算すれば、父子の關係を釋ね得ざるに非ざれども、亦一顧を要すべき地なしとせず。要するに二直菴は曾我氏の畫風を標榜しながら越前の曾我氏とは近接の關係無く、蛇足を先祖に据ゑて年代を顧みず、周文を畫祖として以て自家立脚の光譽ある畫系を誇張せむとせしに過ぎざるのみ。蛇足六世孫も信じ難ければ、周文六世孫もまた素より従ふべからず、古人檢索の勞は多とすべしと雖も、自家の計畫せる家系斯くの如しとせば、古人また地下に呆然として苦笑するならむ。然り而してこれを知り得たる所以のものは、即ち二直菴自筆の家系の存在せるに頼り、これを誇視する所以のものは、畫系のみならず血統上の關係に於いてせること明らかになりぬ。彼また通世の名譽心に騙られて、名利法隆寺の委囑を機とし、平生の鬱屈を拵べて後昆に傳へむと欲せしか。その畫系説について古書の批繆を是正すべき資料たるは固より否むべからざるなり。

周文の畫傳ふるもの少く、その所試の萬一を窺知し難けれども、水

墨煙霧の景よりは寒ろ馬遠を祖述して圭角ある濃墨山水を畫き、輪廓の嚴明なるを喜べるが如し。この意義よりすれば二直菴の庶幾する所は周文に類し、唯印章のみを以て誇視せむとせしに非らざるを諒とすべきなり。

本圖系線は朱を用ひ、周文弟子云々もまた朱書なり。圖に明らかならざれば一言を付記するのみ。



111

Portrait of a Man



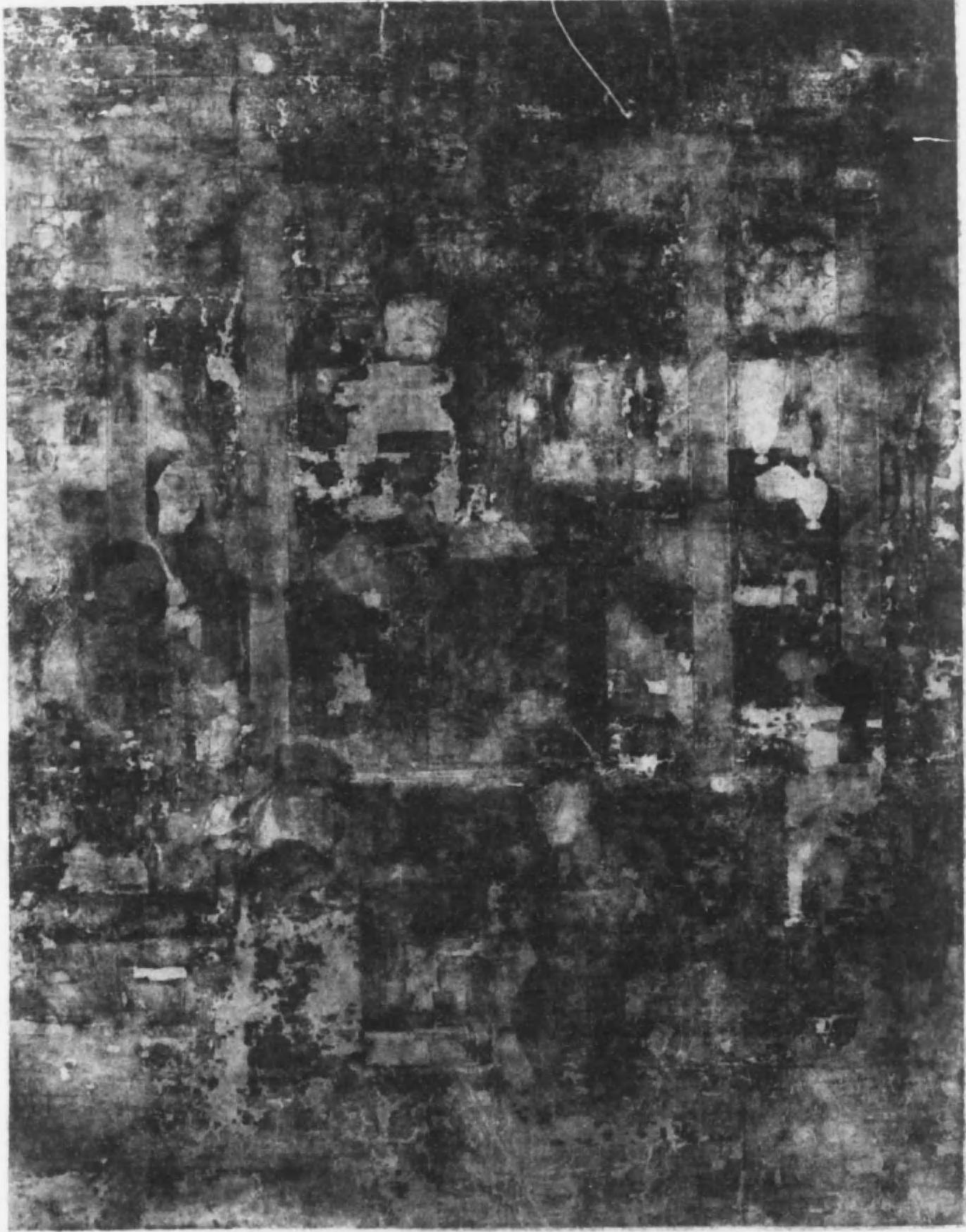


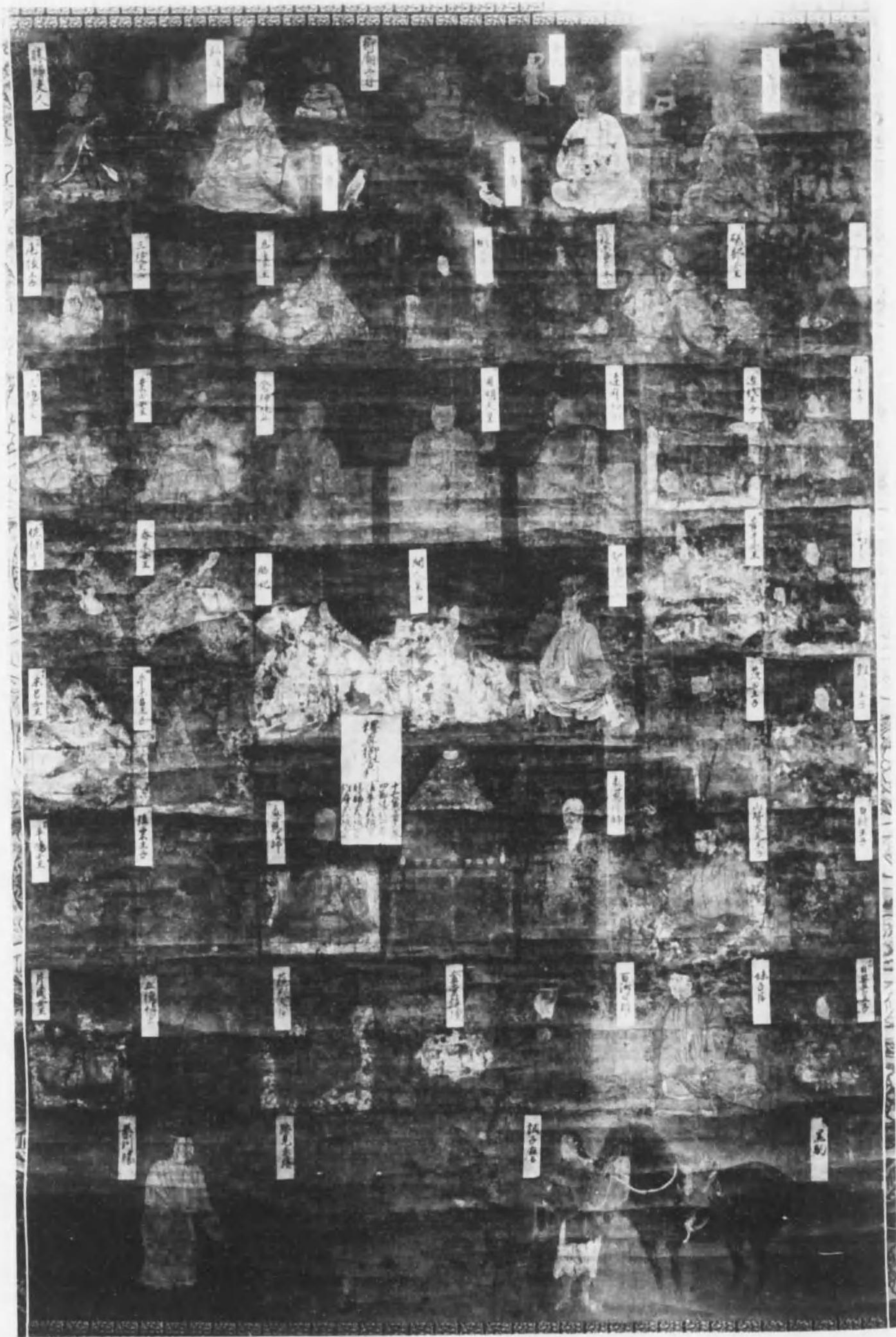
Fig. 1

Antique book cover

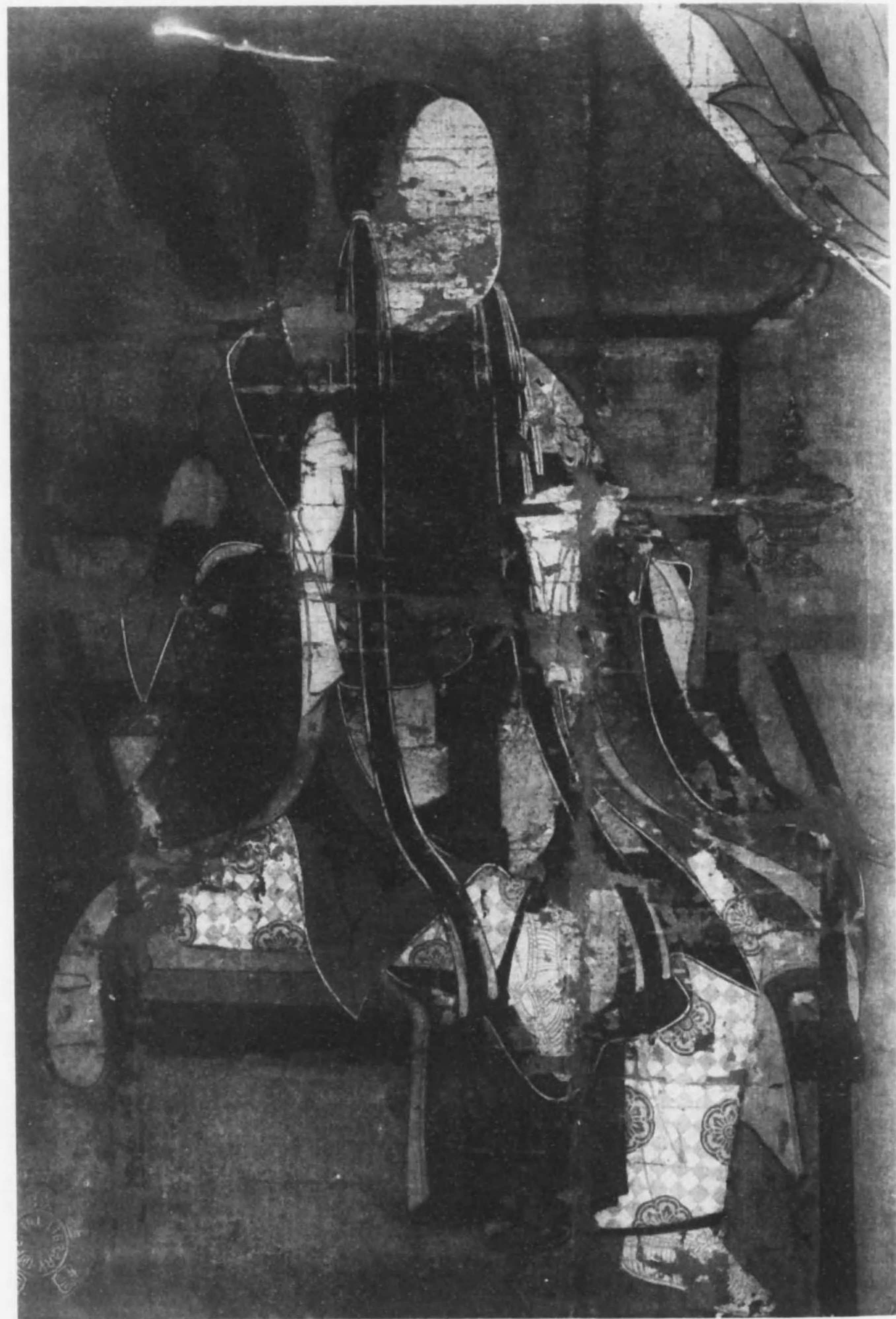


100

100







PL. 7

NO. 101

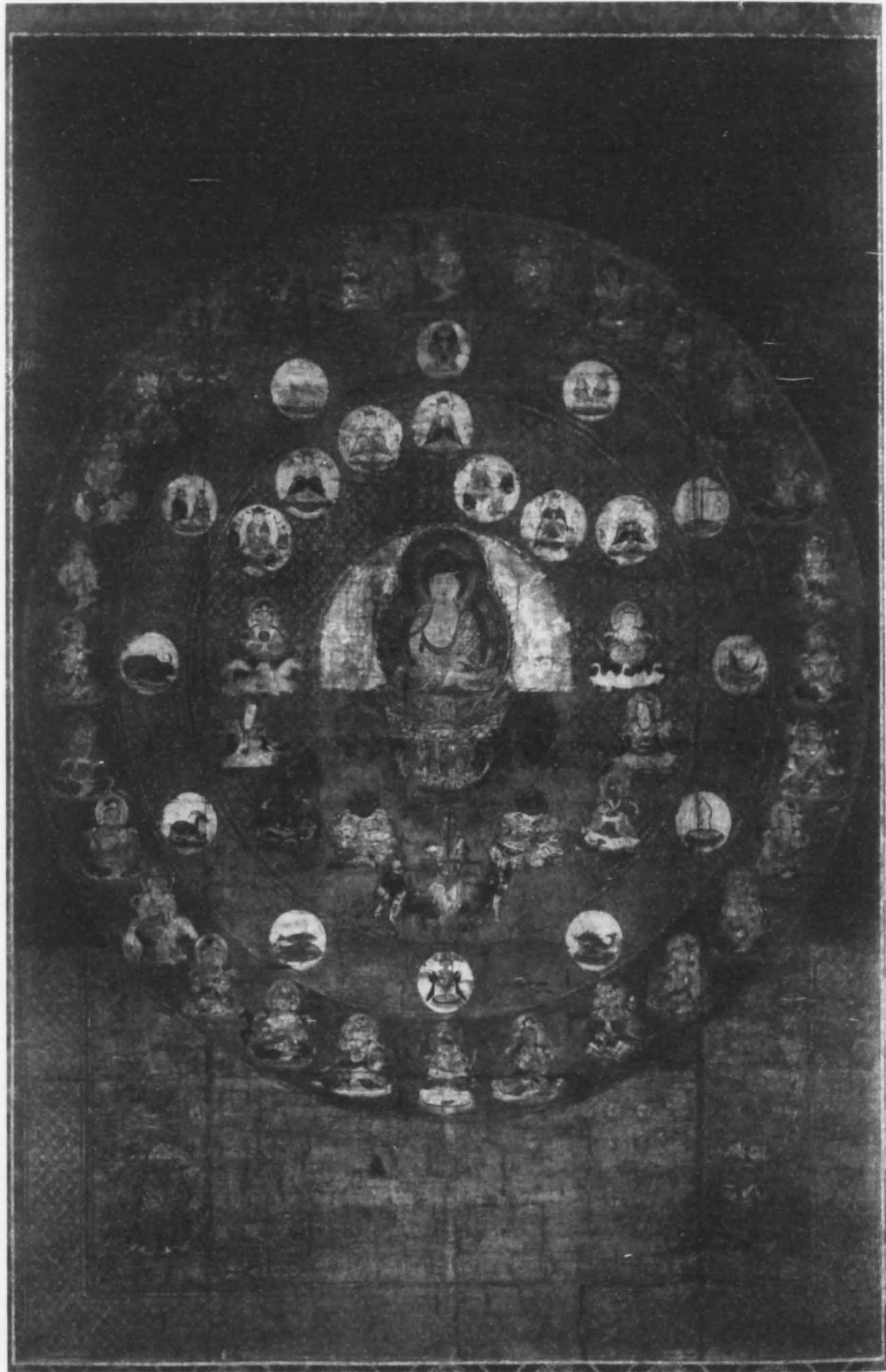


PL. 8. THE BUDDHA AND HIS DISCIPLES

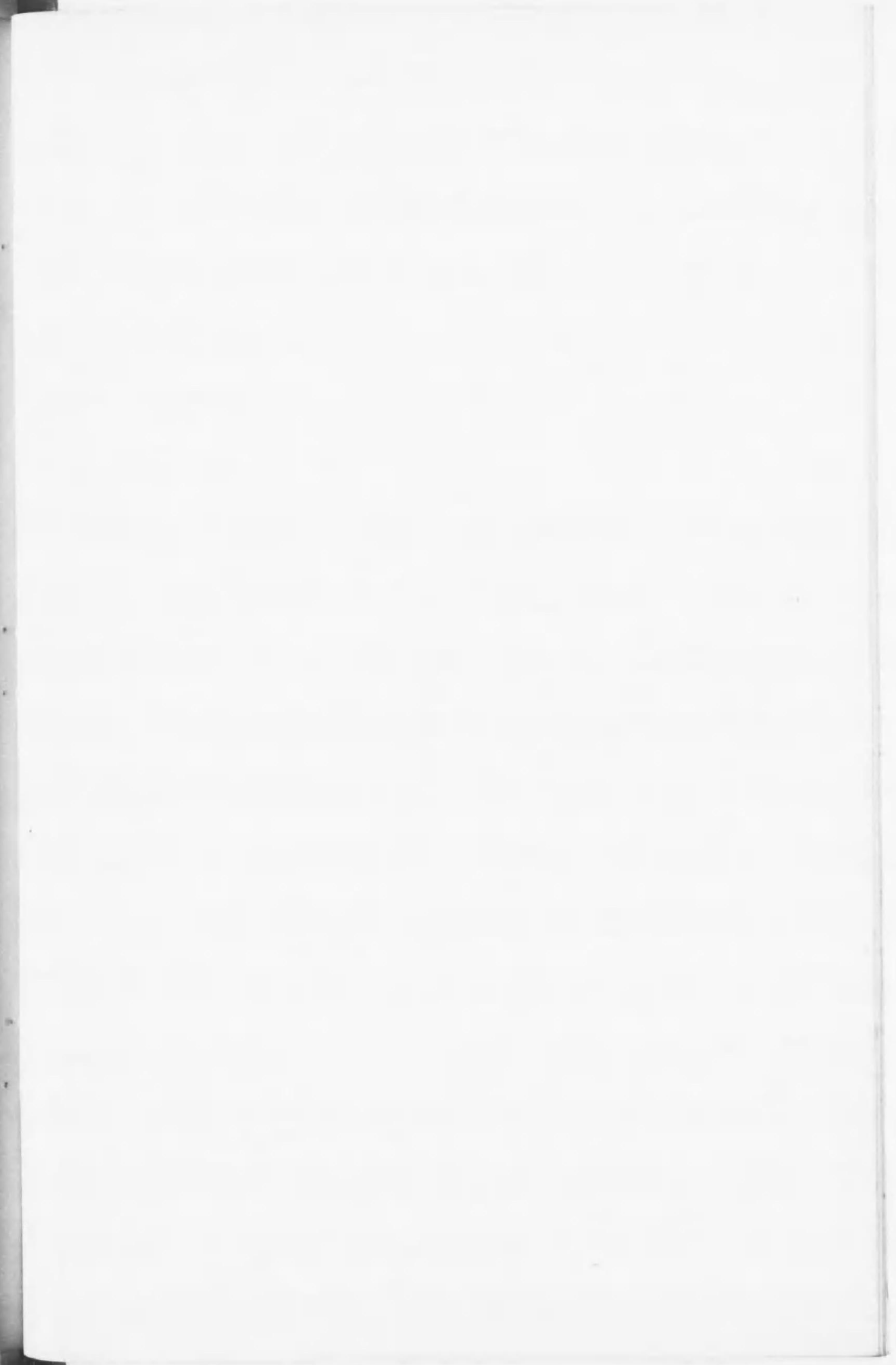
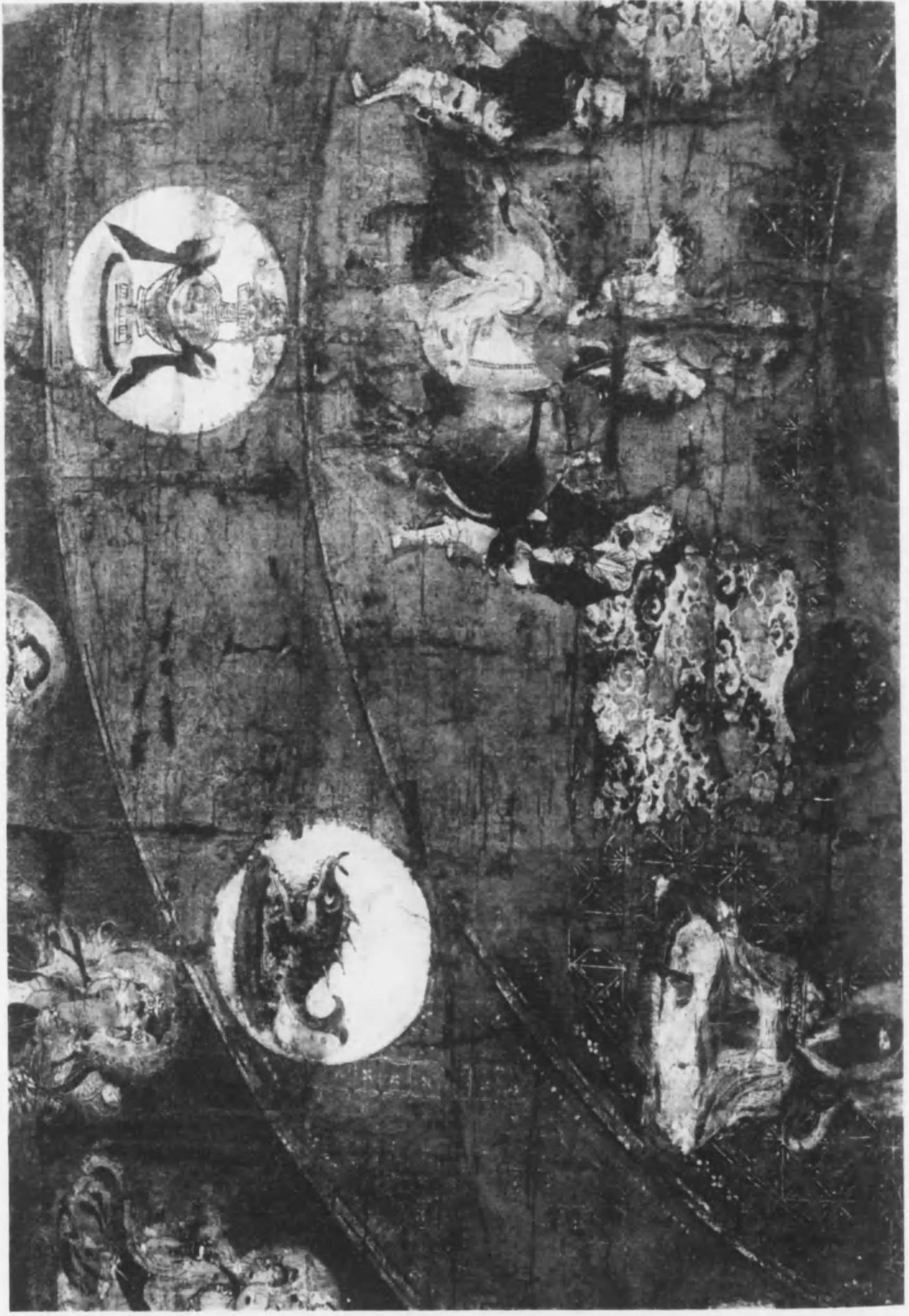


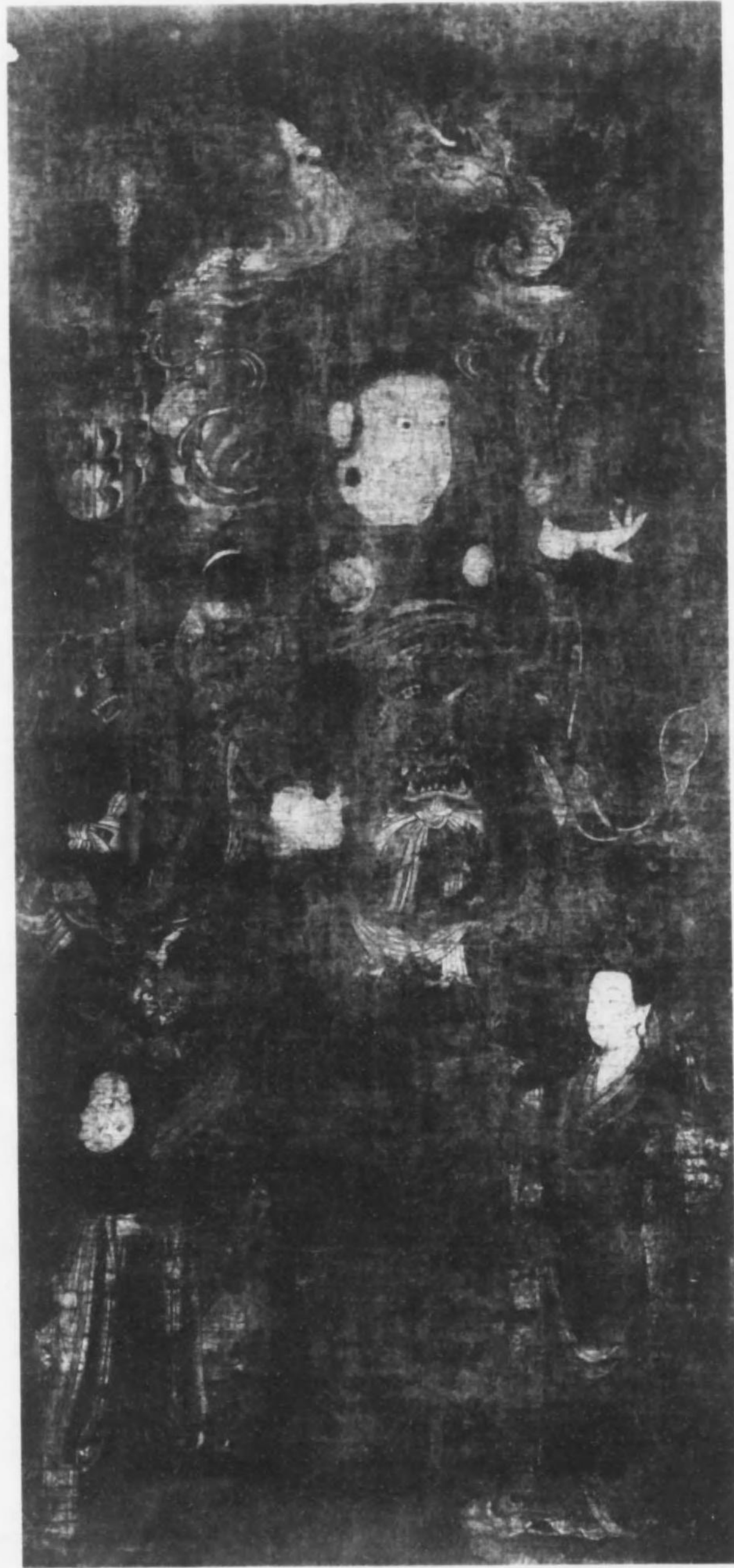












PL. 18. 1871. 1871.



PLATE

PLATE





第一宿度羅羅檀

尊者



PL. 11

THE GREAT CAVE OF SHAN SHI





第四換廻陀尊者

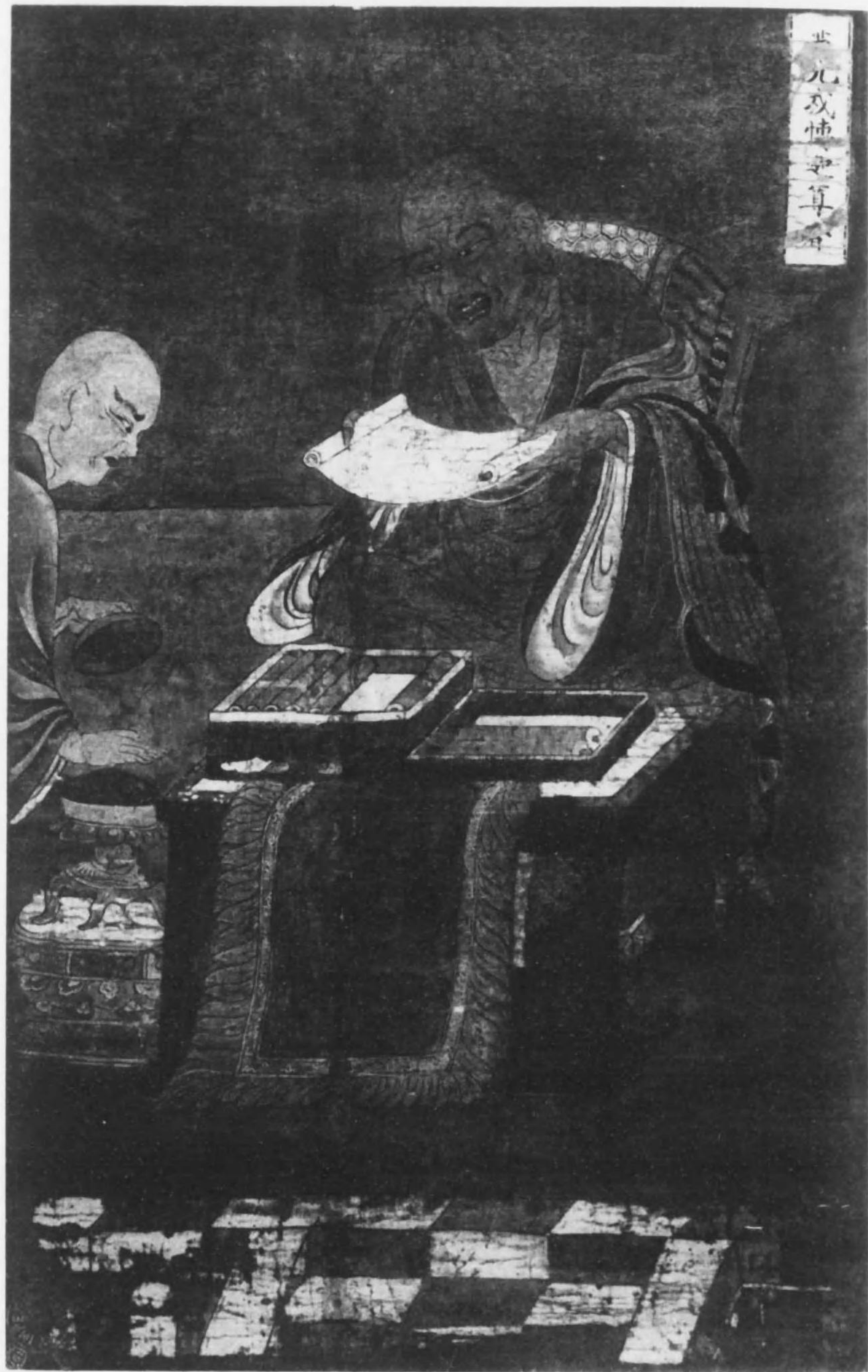




卷六 跋陀羅尊者



















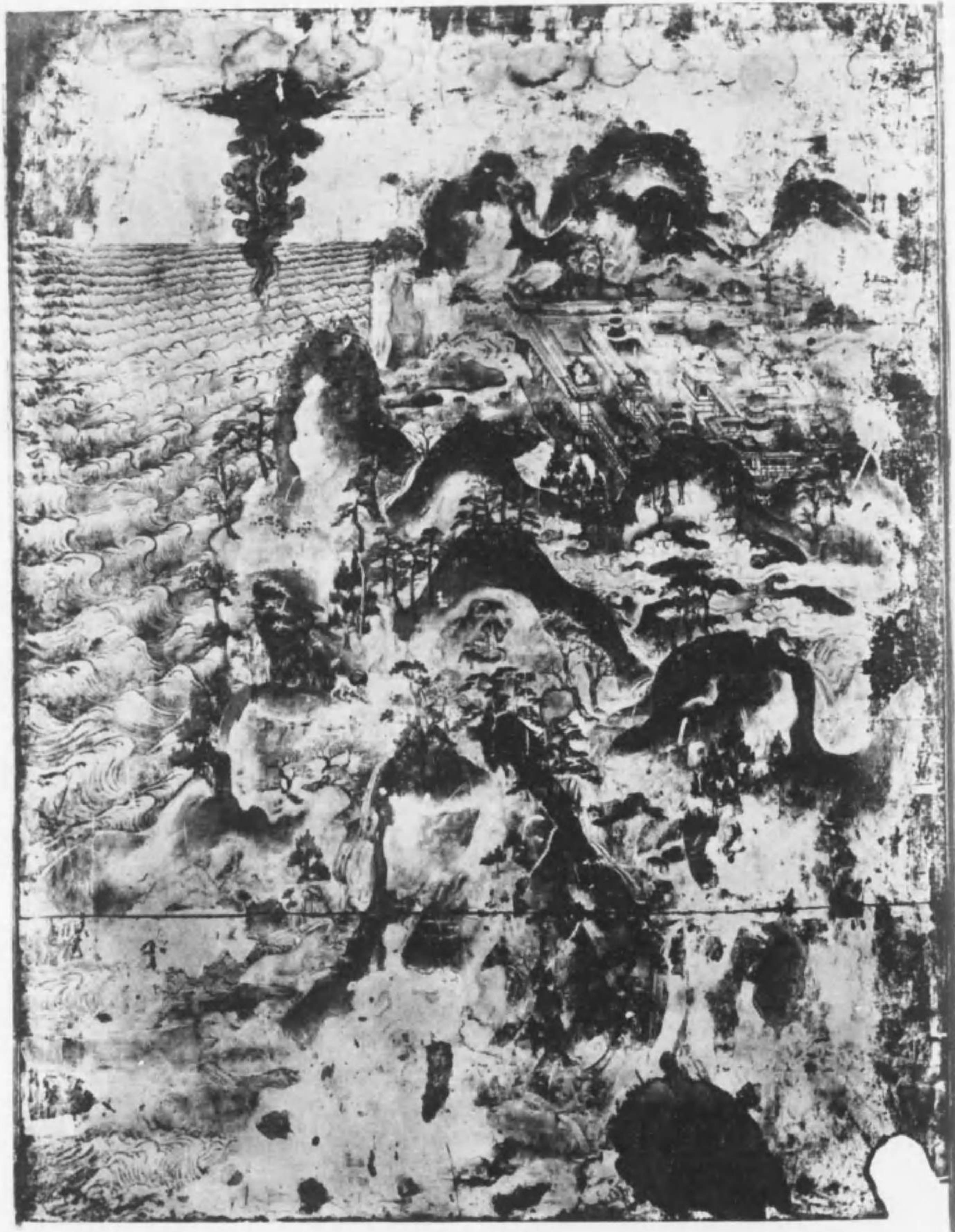




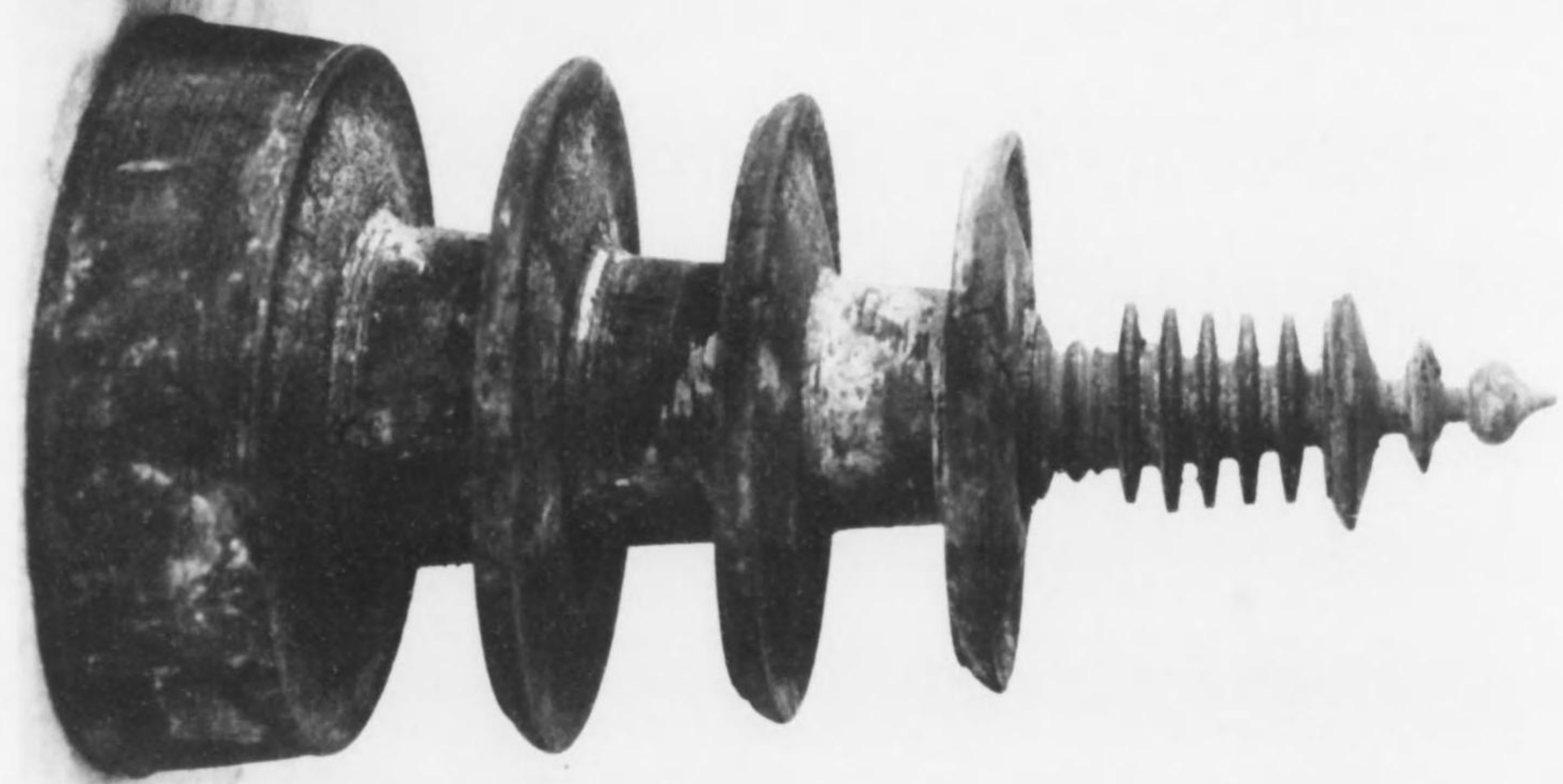
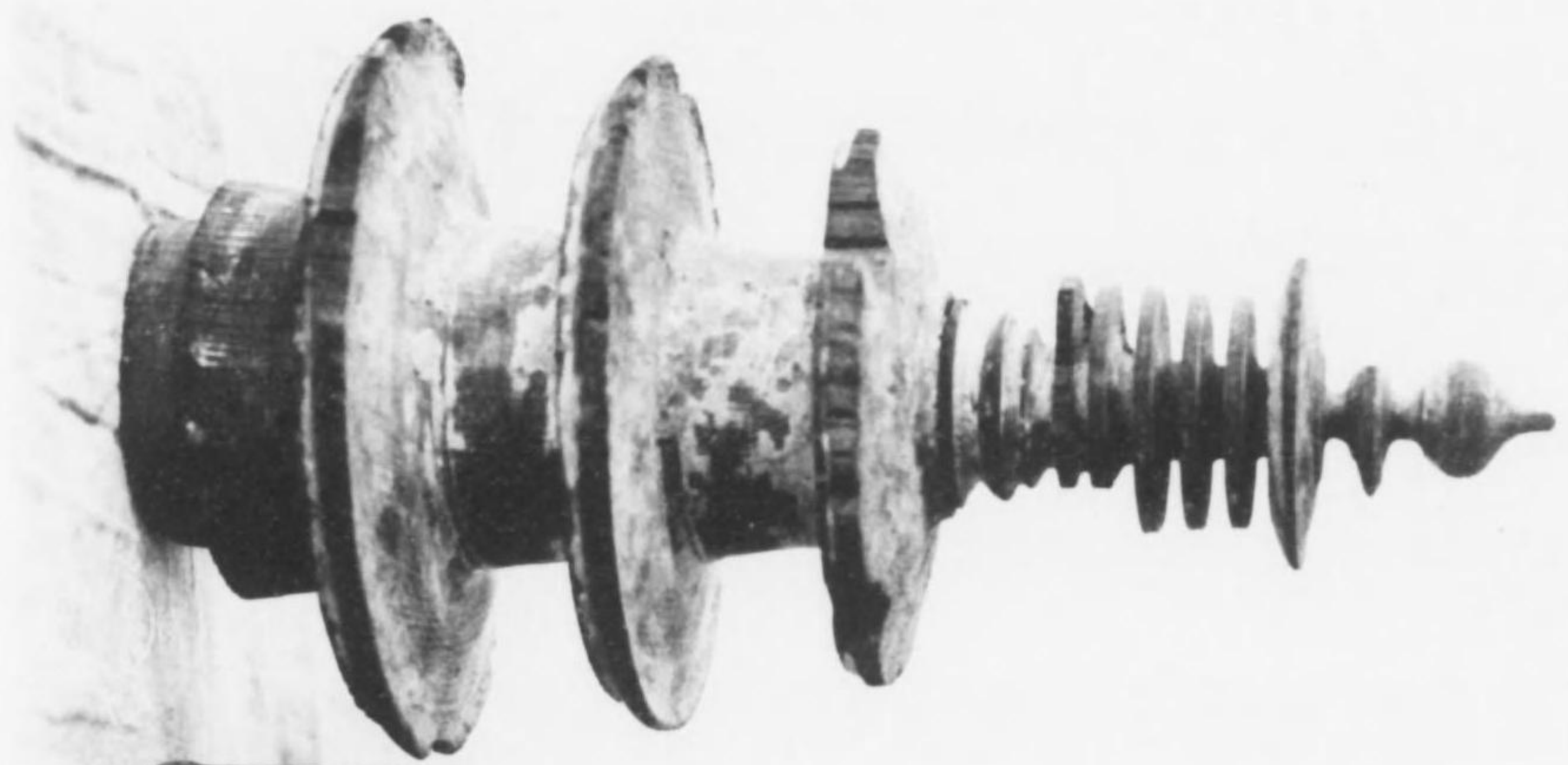
PL. 24

HERB. B. H.









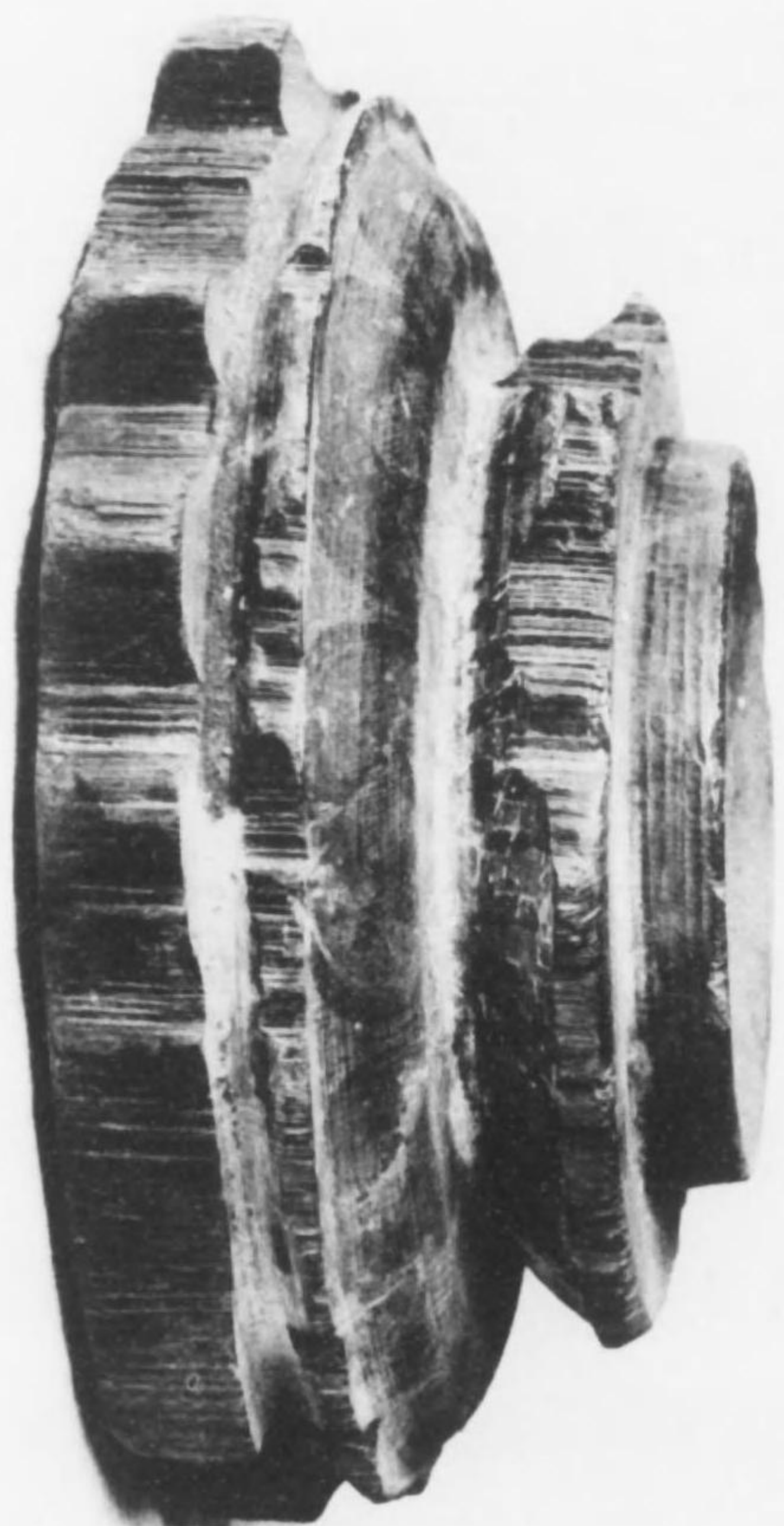
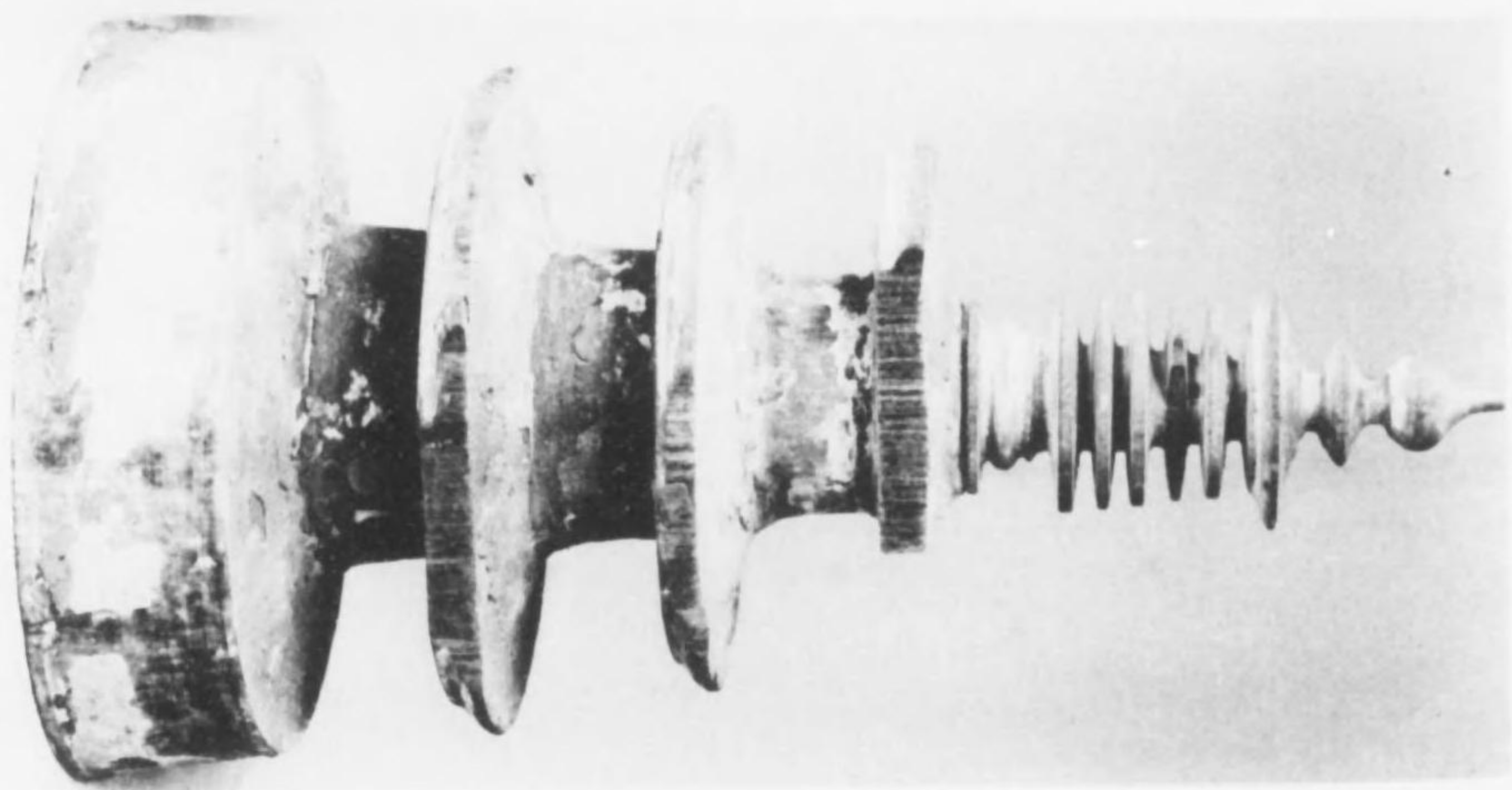
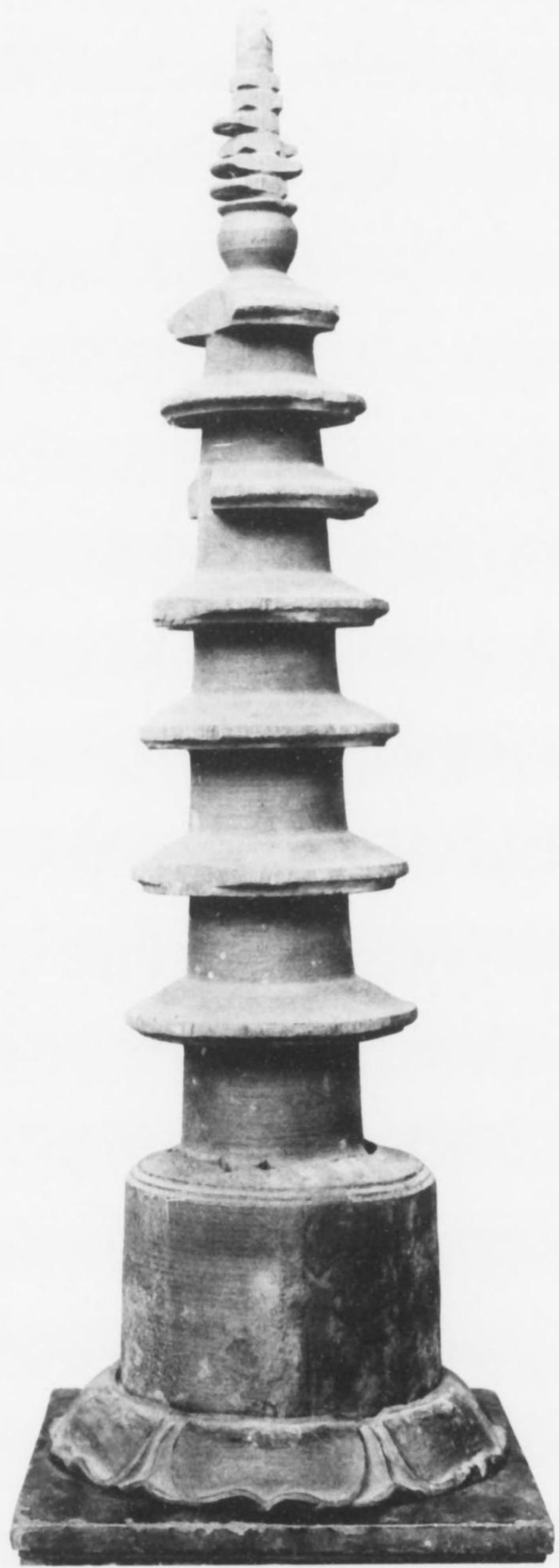


Fig. 10





金皇太后

金皇太后

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

般若波羅蜜多經 上卷大般若波羅蜜多經
 如是我聞一時薄伽梵住于舍衛城祇園山中
 與大慈菩薩及大智度菩薩俱令時世尊入三
 摩地普廣大甚深莊嚴時眾中有一菩薩摩
 訶薩名觀世自在行甚深般若波羅蜜多
 行時世尊見五蘊自性皆空即時具壽舍利子
 來佛威神令眾奉敬曰觀世自在甚深般若
 波羅蜜多聖者若有欲學甚深般若波羅蜜多
 行者何情行如之問已令時觀世自在行甚
 深般若波羅蜜多具壽舍利子若有善
 男子善女人行甚深般若波羅蜜多行時應
 觀見五蘊自性皆空離諸苦厄舍利子也空
 性性是色不異空空不異色是色即空是
 空即色是觀行識不壞如是舍利子是諸法
 性相空不生不滅不垢不淨不增不減是故
 空中无也无受想行識无眼耳鼻舌身意无
 色聲香味觸法无眼界乃至无意識界无
 明亦无无明盡乃至无老死亦无老死盡无
 苦集滅道无智證无得以及无所得故善提
 婆依般若波羅蜜多住心不散亂心无障礙
 故无有恐怖遠離顛倒夢想究竟無戲三昧

真言是大明真言是凡上真言是凡等真
 言能除一切苦冥實不虛故說般若波羅蜜
 多真言即說真言曰
 卷四說般若波羅蜜多經中佛告觀世自在行
 觀世自在行如是我聞已令時觀世自在行甚
 深般若波羅蜜多具壽舍利子若有善
 男子善女人行甚深般若波羅蜜多行時應
 觀見五蘊自性皆空離諸苦厄舍利子也空
 性性是色不異空空不異色是色即空是
 空即色是觀行識不壞如是舍利子是諸法
 性相空不生不滅不垢不淨不增不減是故
 空中无也无受想行識无眼耳鼻舌身意无
 色聲香味觸法无眼界乃至无意識界无
 明亦无无明盡乃至无老死亦无老死盡无
 苦集滅道无智證无得以及无所得故善
 提婆依般若波羅蜜多住心不散亂心无障礙
 故无有恐怖遠離顛倒夢想究竟無戲三昧

持隆寺
一切經

佛告觀世自在行甚深般若波羅蜜多具壽舍利子若有善男子善女人行甚深般若波羅蜜多行時應觀見五蘊自性皆空離諸苦厄舍利子也空性性是色不異空空不異色是色即空是空即色是觀行識不壞如是舍利子是諸法性相空不生不滅不垢不淨不增不減是故空中无也无受想行識无眼耳鼻舌身意无色聲香味觸法无眼界乃至无意識界无明亦无无明盡乃至无老死亦无老死盡无苦集滅道无智證无得以及无所得故善提婆依般若波羅蜜多住心不散亂心无障礙故无有恐怖遠離顛倒夢想究竟無戲三昧

續考釋傳法事叙
續考釋傳法事叙

古一曰與者是二代可教法基都顯
十二曰然何維路集之且其係亦以陳

入嚴而傳之目錄大小亦就編傳等德
七十餘卷之而歸統釋尊早降降

明四三千年所放所地傳尚扶桑之術
去百歲適值釋教流布之物豈非當福

今之身乎今生若不結跏者未生何
何時或曰該富守釋位各禮誦之科

奉獻家門等語其以城城也
佛法托于富守如何爾斯本皆合修

不感之前亦拜執之亦去而指拉滿
報留雅純之勵心尚流成其切矣拜

則諸眾之歡念俾隨順之賜亦宜如
敷三噴及海以以膝城多傾大山也

西馬你當以監選致志觀身樂也覽
釋法固致初傳之語其言亦夫佛曰

經法而封頂地富老不其去莫須給
朝公則我川在園林處處府心住之

思金身佛之寶之名乎提掛世聖德
女士誕唯明之皇富傳榮傳之佛徒如

此三衆生乃作十七之經章空群臣道信
制之所也我雖小也聖三亦其連基所

因學不聖不聖三原身法歸佛智不誰
續考新如平說以當時表更在眼世
新釋釋身靈應最貴佛致傳拜禮法燈身

聖佛以別聖佛身佛與佛身佛表嚴位聖佛
難釋古表之無異或或教務最貴最聖

思日增之些聖朝寶寶印德之聖高僧德
有傳傳之祥唐及後漢界美神以之平之

依僧願願轉進所奉喜萬之約滿二十七百卷
難亦其以高而進之取九每十日二日

回原上人佛登先于其拜好油而加百有卷
被香盤解好于百年香盤而果供之彌結

中二計之凡所合動進那球可作神子
釋主致隨分如其奉如一法奉一法級合

其其助者若也三奉大電可則安樂寶到矣
故曰

保安三年魯
續考釋傳法事叙

續考釋傳法事叙
續考釋傳法事叙

續考釋傳法事叙
續考釋傳法事叙

續考釋傳法事叙
續考釋傳法事叙

續考釋傳法事叙
續考釋傳法事叙

大般若經卷第七
一切法皆空
佛子此經名曰大般若波羅蜜多心經
此經乃世尊在舍衛城鹿野園說法時對諸比丘宣說
此經之義甚深甚廣非淺智所能測度也
此經之要旨在於揭示一切法之空性
以及修行者應如何超越煩惱與痛苦而達到究竟之覺悟
此經之內容包括
觀自在菩薩行深般若波羅蜜多時
照見五蘊皆空
度一切苦厄
故知般若波羅蜜多
是大神咒
是大明咒
是无畏咒
是無怖咒
是滅盡咒
是究竟咒
三世諸佛
皆宣此法
若有人能受持讀誦
此經者
得阿耨多羅三藐三菩提
功德無量

大般若經卷第七
佛子此經名曰大般若波羅蜜多心經
此經乃世尊在舍衛城鹿野園說法時對諸比丘宣說
此經之義甚深甚廣非淺智所能測度也
此經之要旨在於揭示一切法之空性
以及修行者應如何超越煩惱與痛苦而達到究竟之覺悟
此經之內容包括
觀自在菩薩行深般若波羅蜜多時
照見五蘊皆空
度一切苦厄
故知般若波羅蜜多
是大神咒
是大明咒
是无畏咒
是無怖咒
是滅盡咒
是究竟咒
三世諸佛
皆宣此法
若有人能受持讀誦
此經者
得阿耨多羅三藐三菩提
功德無量

智勇冠絕超衛霍
 元皇宗所稱大略
 聘羅處位多西夢
 金符神珠夜杵
 眼字紫雲夏天歌
 少之時早夜奉
 係心三藏字性相
 古十生者四皆說
 聖具解比傾子
 三性皆善我義
 百劫至五明組
 李唐之初大功日
 生皇研之垂絲後
 漢月八口母方脈
 越才脈中老地類
 朕雲成蓋覆東盾
 面裝素娥秋夜輪
 亂亂之間含意博
 三千佳果絕奇信
 就中大師深入神
 窮源善性同大劍
 博涉學海到翠珠
 著述采來舊字均

大君大君身是身其吐筆蹟
 特推行川中借身身領高負來御相江高是
 意想七叶耐進氏
 講大兼妻長女
 後奇五修三輔
 鄂公敬像星其魁
 巨武極仁
 回並右群
 識造百友
 才過是
 妙閣法相
 理規天親
 羅四辨
 同家去雲
 早之戲
 法中之玉
 面舒節
 雙眸當
 於衛賢日
 老海津梁
 所申借
 孰廉營揚
 大君大慈惠奇天師碑至善善
 三六四
 三六四

字之句之不宜昌

仙牙翠髮使銀曲

落徽瓶鏡開破

射龍害衆能降伏

每月必進慈代像

每日必誦喜慶戒

一將高掛秋燈下

大虎普與觀自來

木面漢上化孝看

自青殿看何冥星

瑞鬼神慶雲起

遊博陵原製喜壽

富賢塔六有夢

二十八字一批句

傳書大呼此傷

不嫌晴濕作車跟

足龍顏奉感語

天不與善化勝香

永淳二年十一月

先呼甚側行附礼

本願不開來鉢勃

名甚方古涉五竺

皆有覆後承自簡

不和法玉得雲巾

他宗時司自委塵

果叶子極頻伸

一生偏慕兜牟身

看杖木又割波旬

有人窺見偷遠巡

金手淨輪墮其真

開可靈則利地民

清涼山境五臺春

文殊空現示宿母

法花蹟育傳遠賓

諸佛澄月迦聖佛

文章散花招徒講

千佛威嚴讚大仁

齒牙煖炳光耀形

七入舍波陁紫雲

歲五十三歲巨匠

仲旬三日為忌辰

因心事終係經絡

生弟四天步垂海

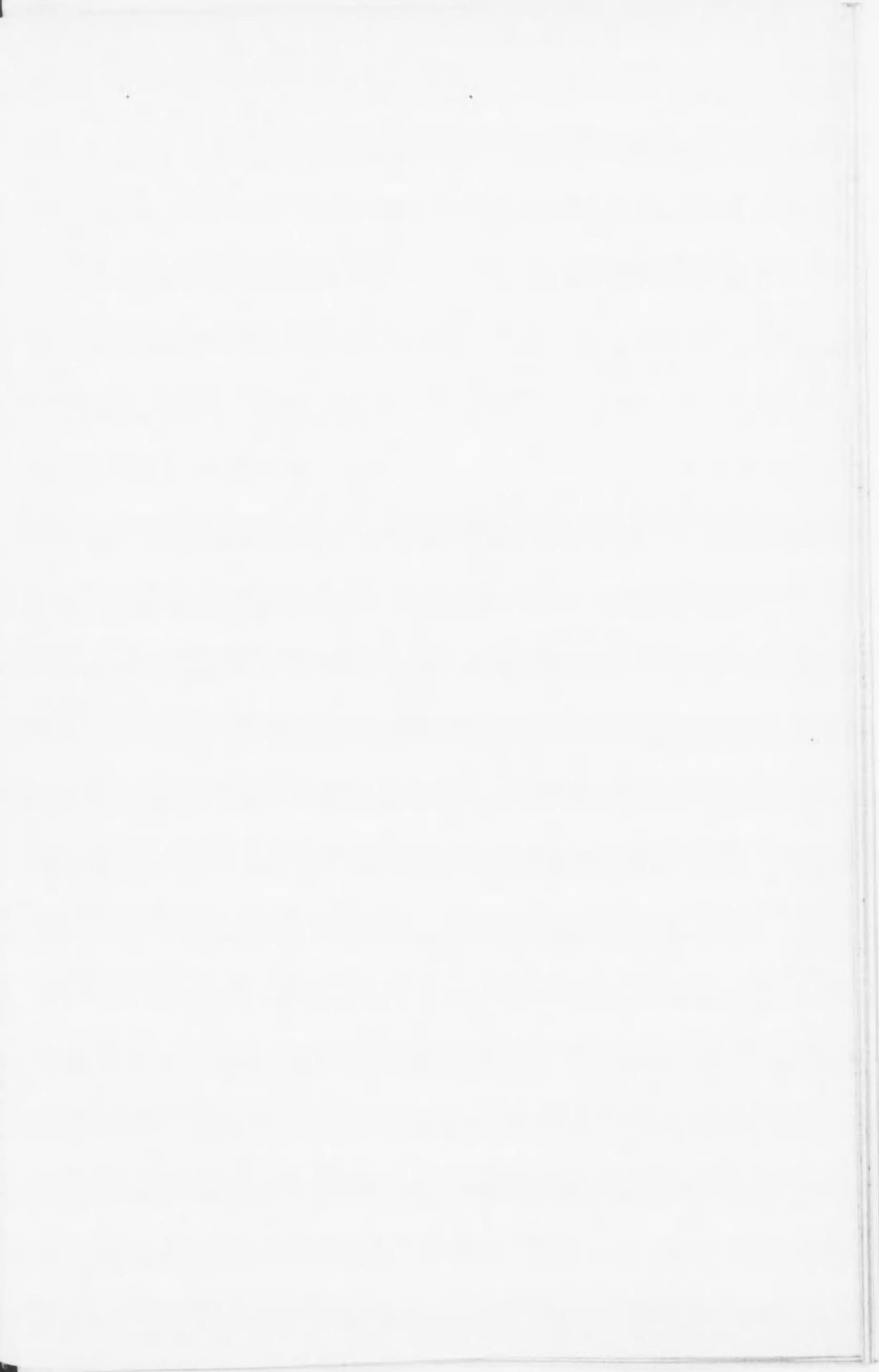
言說雅多香難陳

大正十一年六月廿七日

Vertical column of text on the left page, likely a list or index, written in a traditional Chinese script.

有御春平明樓前記八件
光緒二十三年三月一日

Vertical column of text on the right page, including a title and date at the top, followed by a list of items.



漢律 由請地直稻軍

卷之五 稻束

右件地直稻依負可請如律所解

天運二年七月三日僧 玄鑑

大德皇帝

身葬

國

大德皇帝之

年二月

大德皇帝

大德皇帝

大德皇帝

大德皇帝

大德皇帝

大德皇帝

大德皇帝

在宋南八条里

大德皇帝

大德皇帝

大德皇帝

大德皇帝

大德皇帝

太老台
保謙才林
三月廿一日

中世
保謙才林
三月廿一日

康平五年十月十三日之記

有事於... 遠使五師大原賴奉加... 康平大道

僧延元... 買地... 壽郡八条九里... 寺... 同寺乃

五師真增乃... 地... 買...

被請命... 云真增... 願地乃... 驗坪付寺... 故五師南

一乃... 願也... 故南... 五師...

被度... 乃... 類地... 見今... 坪付乃... 故...

知... 思也... 其... 驗取也... 被由... 坪... 故... 今...

遠照... 許... 仁... 無... 寺... 故... 今...

世宗... 亦... 經... 師... 進

此在... 彼... 所... 寄... 函

為... 申... 日... 未... 將... 又... 增... 五... 州... 運... 監... 所... 移... 總

仁... 祿... 夫... 概... 申... 夫... 故... 門... 俗... 積... 梁... 十... 禱... 師... 乃... 乃... 可

曰... 云... 一... 定... 之... 不... 知... 名... 故... 因... 曰... 乃... 曰... 為... 知... 其... 云... 始... 乃

羅... 之... 故... 中... 夫... 道... 故... 公... 取... 為... 庚... 奉... 且... 之... 同... 為... 某

其... 道... 中... 道... 故... 公... 取... 為... 庚... 奉... 且... 之... 同... 為... 某

書... 取... 并... 公... 此... 文... 字... 乃... 點... 之... 書... 相... 之... 云... 公... 仁

相... 論... 成... 之... 云... 云... 九... 乃... 為... 後... 故... 是... 義

以... 經... 申... 僧... 蓮... 巡

點... 夫... 故... 損... 某... 處... 人...

佛... 來... 森

僧... 以... 願

信... 甚... 也

安... 靜... 也

楊... 柳... 也

被... 楷... 夫... 所... 本... 字... 號... 面... 四... 字... 上... 三... 字... 計

西... 日... 子... 集... 字... 聖... 北... 意... 乃... 亦... 然...

下 留使可

丁歲除運運此名島中

右伴島移化之之類明是仍係也

所寄管物方了否存如可作一序

唐平二十三日廿九

三

三

法隆寺僧等解申請致啟事
仁政

請殊家具載充聖堂在名藥人冊案三面度利同死四度
在上宮院所領奉錄案八重手據檢比副三字古麻田

右謹檢事情律之檢圖先由訴中元音本光敬爾張香州中

一度已踐諸三會日分其晚前二皮有溫飲無折但

本回先田者三改也於所用者八人色眾十人可冊系之志

樂之音日冊系之先田張香州之上僅一度谷而令感不三

不可稱計更彼樂人等保舉張致珠略自在林院先師邊

矣所以古麻田三改地利收舉人偏斬可寄之由雖封舍仁不

遂素懷匪去已可況者非本寺長史院家而領進在後級

不批不載先申請但代所住者攝院家與隆坪寺會同卷

此持寺家眾等不申清彼所先者期何將款在情具載經申狀

今載充給者特下聖堂嚴嚴於奉仰所費弄矣仍謹無詳

天治元年十二月十八日維新寺僧等

僧政
僧憲

註解

中書貞元相傳領掌作手田事

命參以

貞元相傳領掌作手田事

在平群郡

貞元相傳領掌作手田事

石件曰僧長深先祖相傳作手也而依有要用限直

稍肆拾伍正所与書貞永年作手僧澄于如件仍

注故卷文以解

惟素知
上
...

逆之六年正月十五日
...

三昧備解 少清法師

請殊蒙 啟新歲許水被免歸回地中

在字書中池虎樹

德法

自遠檢案內去監定四年五月

三昧堂等數地於佛寺改所之北去獲名山

念佛之原無人領知既於寺家事編之數有

念佛則且罪聖靈之助成而今相若思原

水地之加被將佛身接捨者隨制使時長

所日學與藏款此事早被制許慈作空守始

三昧具後賢經之解不絕祀佛之勤無倦

本寺仙蓋命法文任鎮護國家利益衆生而

是總雖有似佛之置手全更無餘子承履

請 政所裁許永被令免陳復回堂所者新

此若便所跡轉請法華妙典編奉新奉寺佛

矣仍注事此以解

永曆元年拾月冬日僧道

僧使

僧使

僧使

僧使

僧使

僧使

三昧

仲田為方氣類我比利今今日

內新定三昧堂願致轉經動

祿事唯奉為 聖聖乃之

大德人不稱義等 仍任祀子并

誰復承 先之

國后大德

國后大德

國后大德

國后大德

國后大德

國后大德

國后大德

三昧田壹町佰捌拾步作子細事

字茶田中池鹿樹段佰捌拾步

千餘法師百十 澄千院查段

真珍寺端堂段黃佰肆拾步

言東路

佛經經卷
佛經經卷
佛經經卷

石經寺開院建三昧堂寺者
高僧照時會移住隆寺後之
於此會思時為三昧堂寺
早晚開寺教誦主有與之
制之自餘別明也其後結
佛堂忘下其究歸空念
繪聖畫所所載每月觀合
佛堂之開台則二天便
立大故塔寺堂經所佛
成開拜開泰進負物所
臨善堂後開建三昧堂
私知當時地入燈油新
在平縣即之於十里
塔後安其塔寺
至塔寺十五塔寺
佛堂地寺維香堂
臨院堂之後
其法近前代
者其教誦
佛堂何有此
夫之明得
在取信
小塔新寺
仍任石

天永二年四月十二日
僧
佛

佛
佛

佛
佛

佛
佛

佛
佛

佛
佛

佛
佛

佛
佛

佛
佛

佛
佛

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

金剛經觀音品之釋

今

佛藏

一

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

佛藏

齊道 法苑珠林卷之四十五

合珠寶書傳卷

在大觀國法苑珠林卷之四十五

四聖奉養

石願至信救者法隆寺之信也學負願救動至

戒之質直藥性奉願為善師資之傲不凌現靈

耶是深美進年身愛長痛心思短命殊念盡

敬尊之期曾撥順次生之因斯迴愚業作教訓

尊者者佛法物起之聖跡也故世觀音以願力

成之太子止息依善巧而長之製舉入卷之疏解

錘錘開至依法來見太子之作轉者其願

其掩還可謂當來值遇之緣也不知世界仁力

欲西方之業豈求外乎寄入地利可資鑄斯于

信故以四段之特而提二經之齊源遂置飛花之場

遂錘錘林之會林彼識者昔揚二間談論非藉

今出兩題終味是略穿小曰之者者焉動應就

願也多少之至何不財端也非富貴是定可預喜權

欣者如是者誰復舊欲眼而列問答之來身處

勤進之名道言加期本據如斯去中夏比然味給

中感儀充祀對佛名閉眼似注生之所操者

志願之所就也念法之徒為心是大非若和刺鍊

有情為事非小輩之心則之別者維增尊貴之

遂者為貴仍任遺言表亂如件

展元四年五月 日佛藏珠林

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

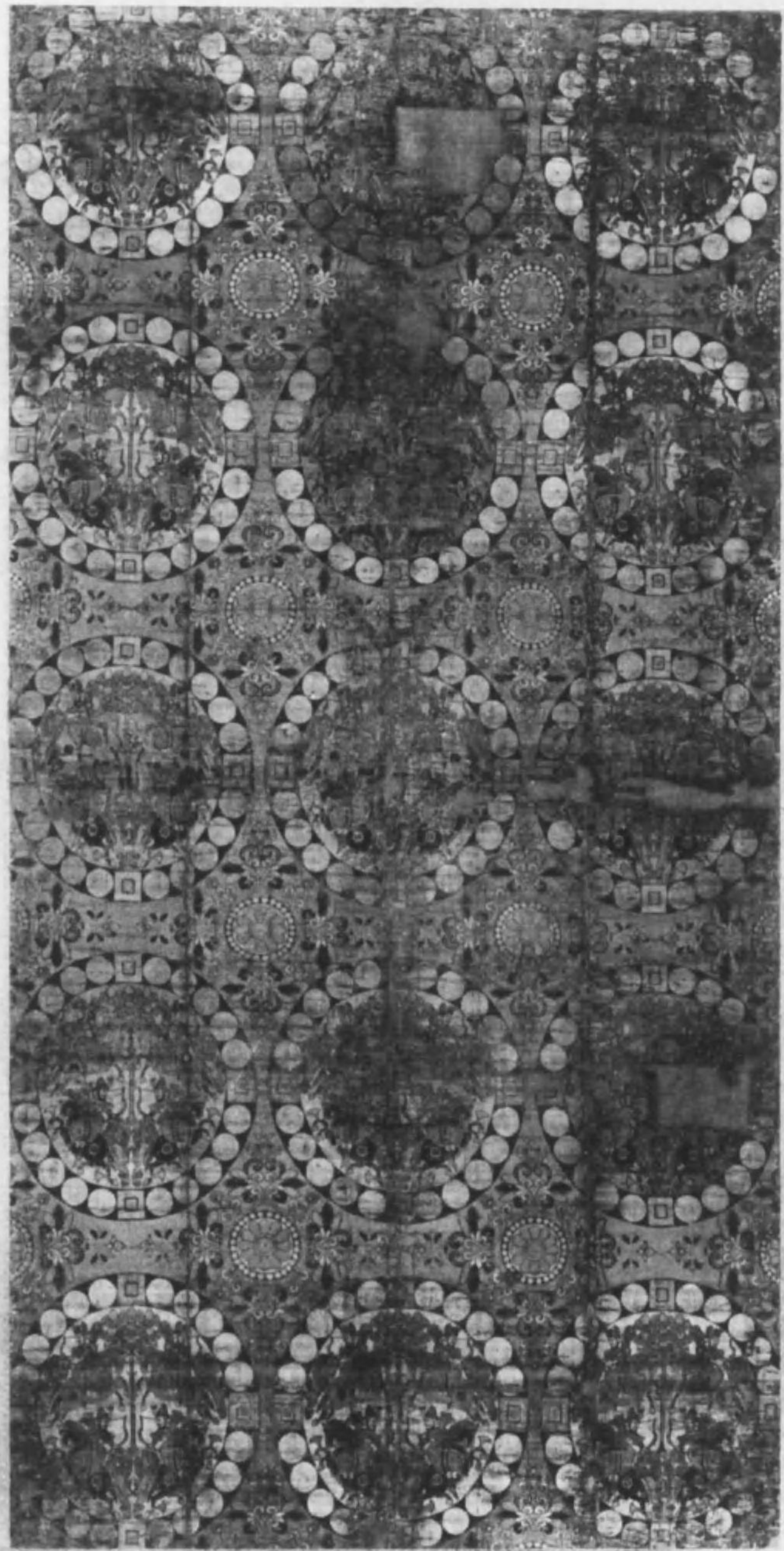
法苑珠林卷之四十五

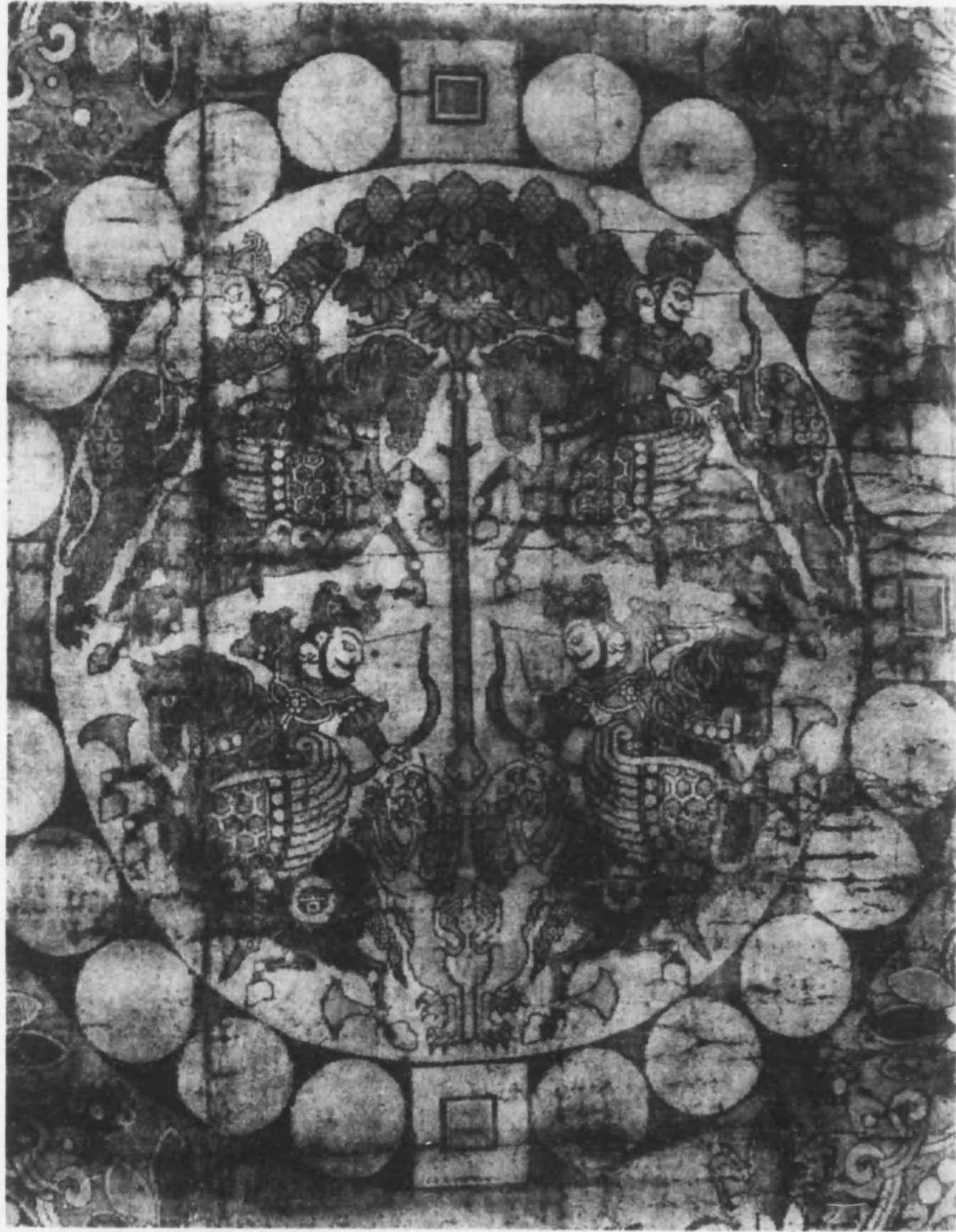
法苑珠林卷之四十五

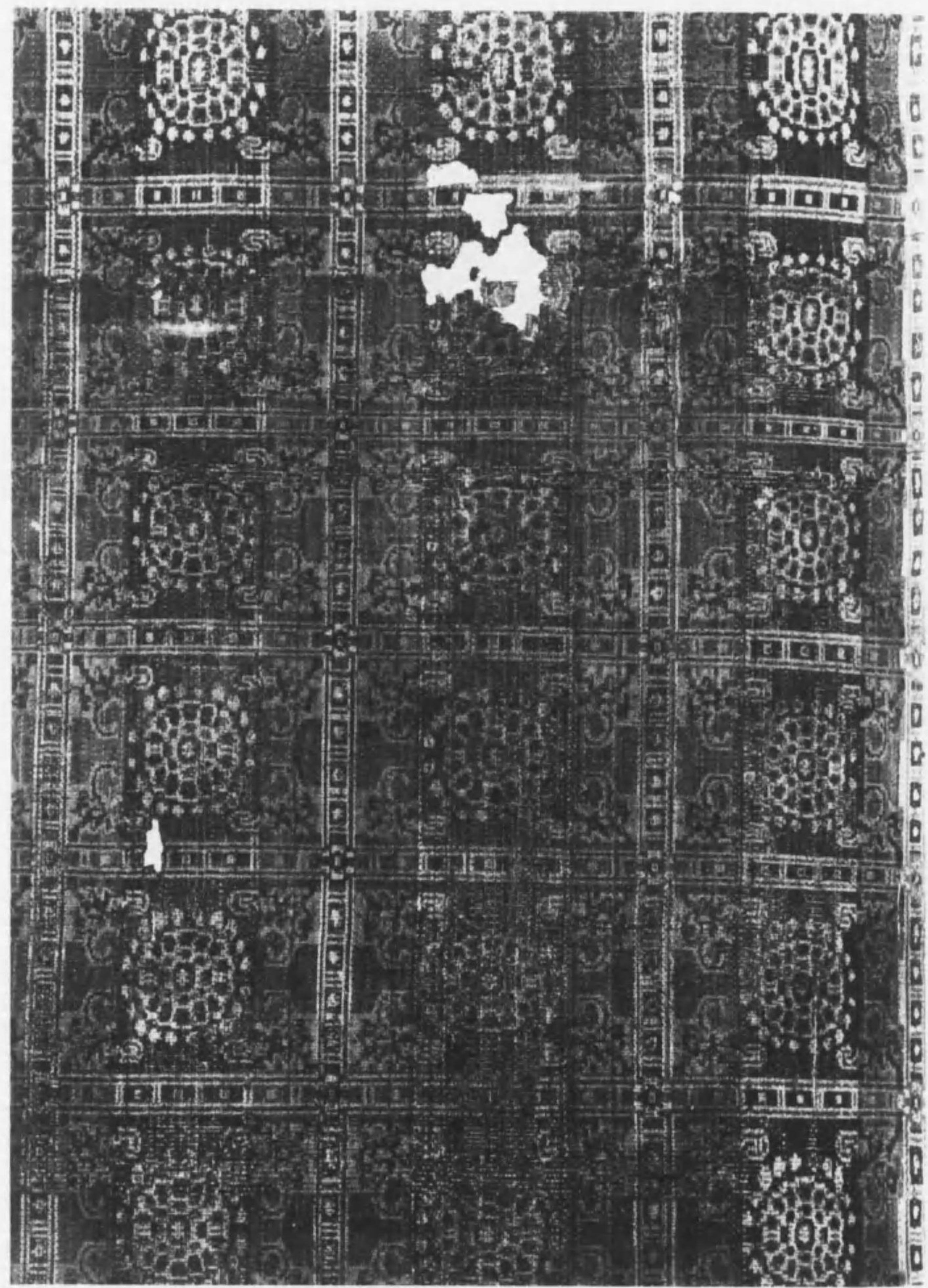
法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五

法苑珠林卷之四十五



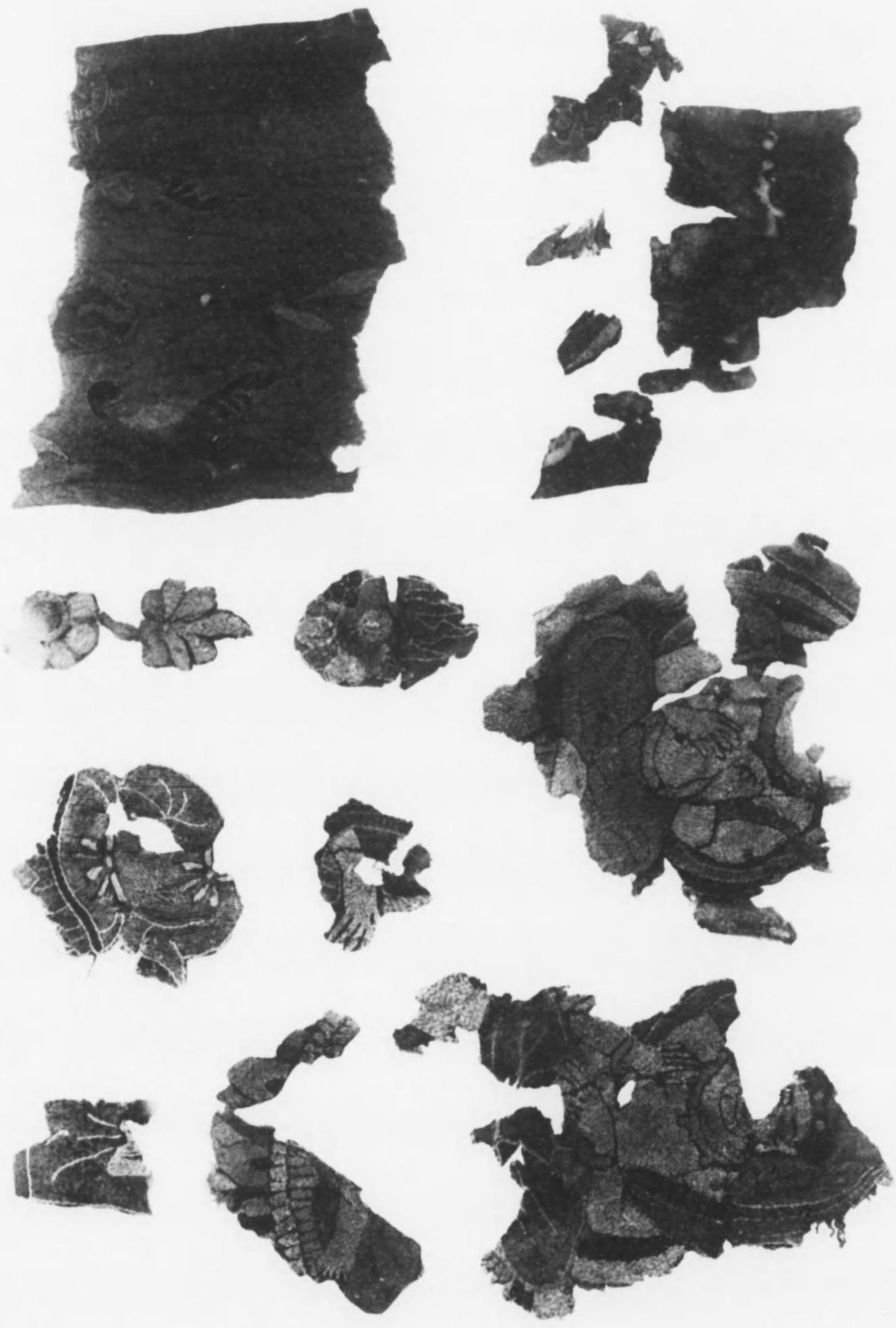


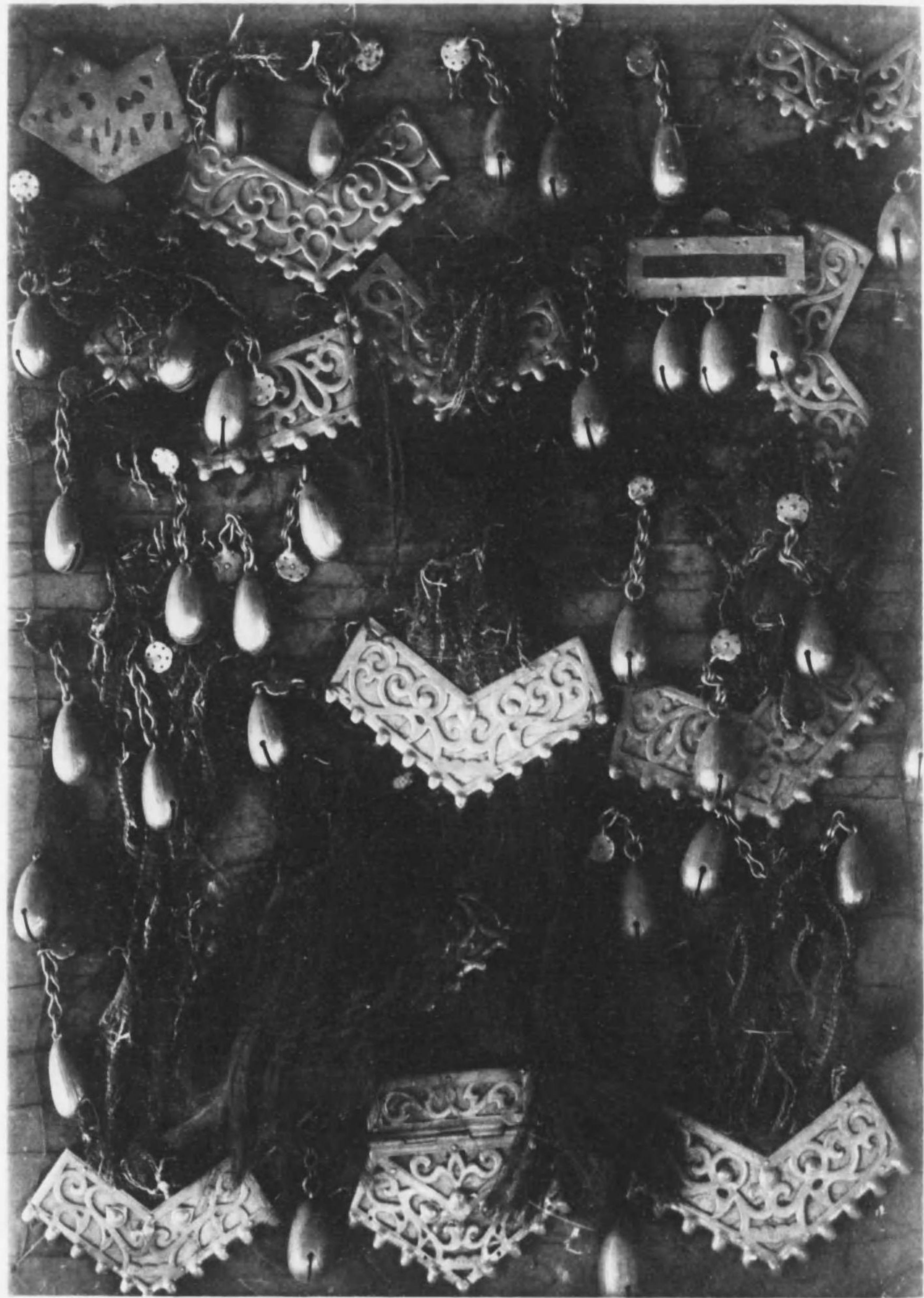


100

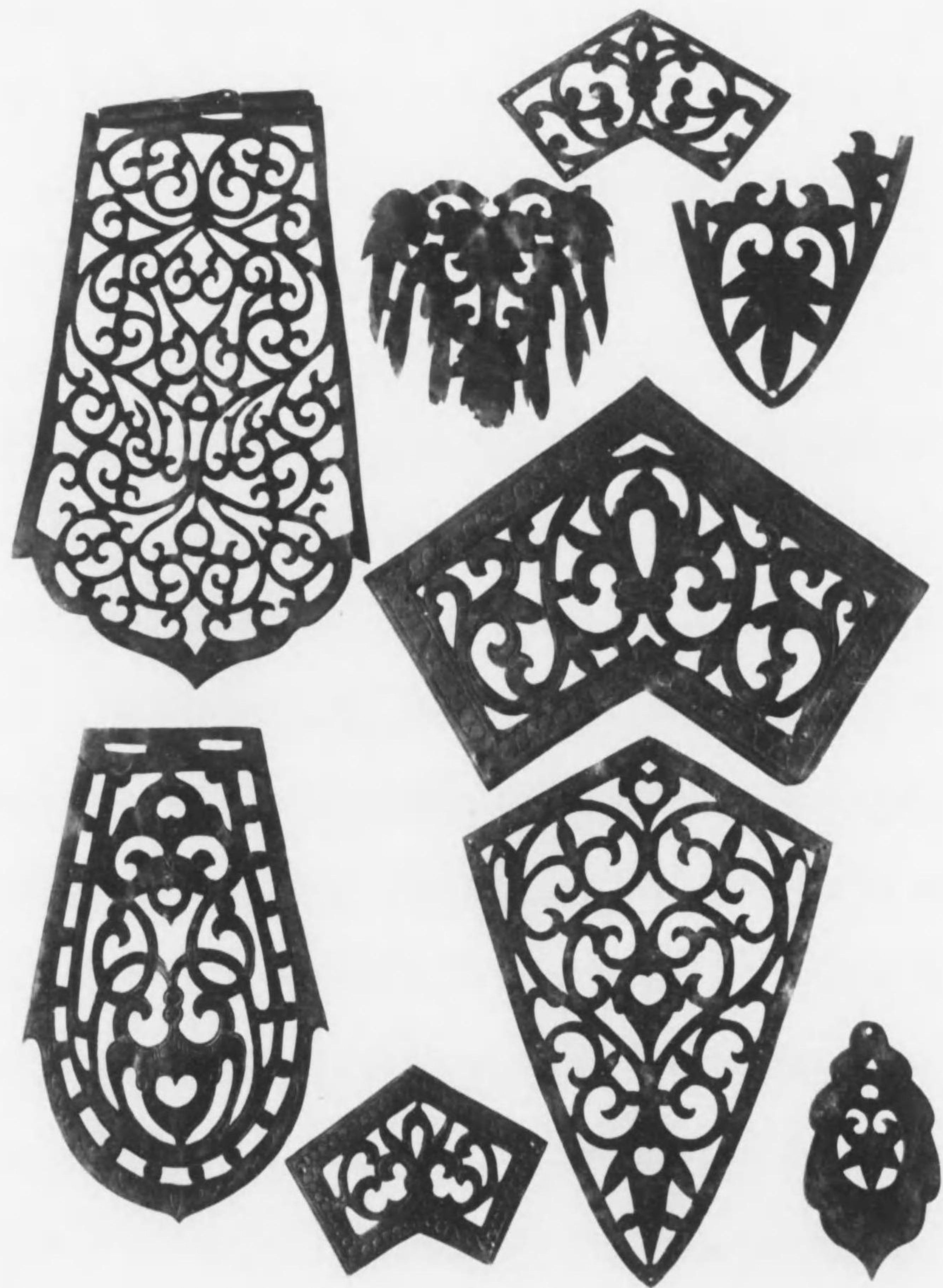
100







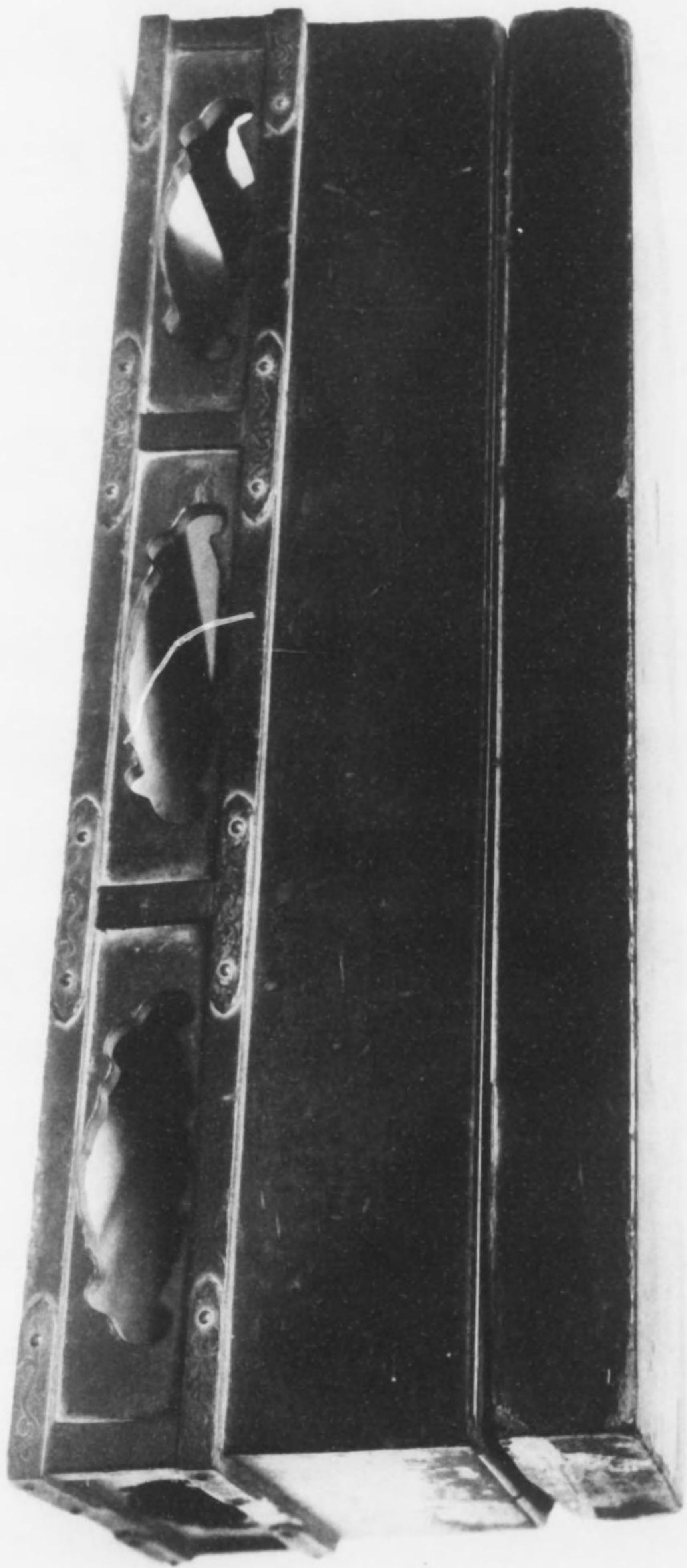


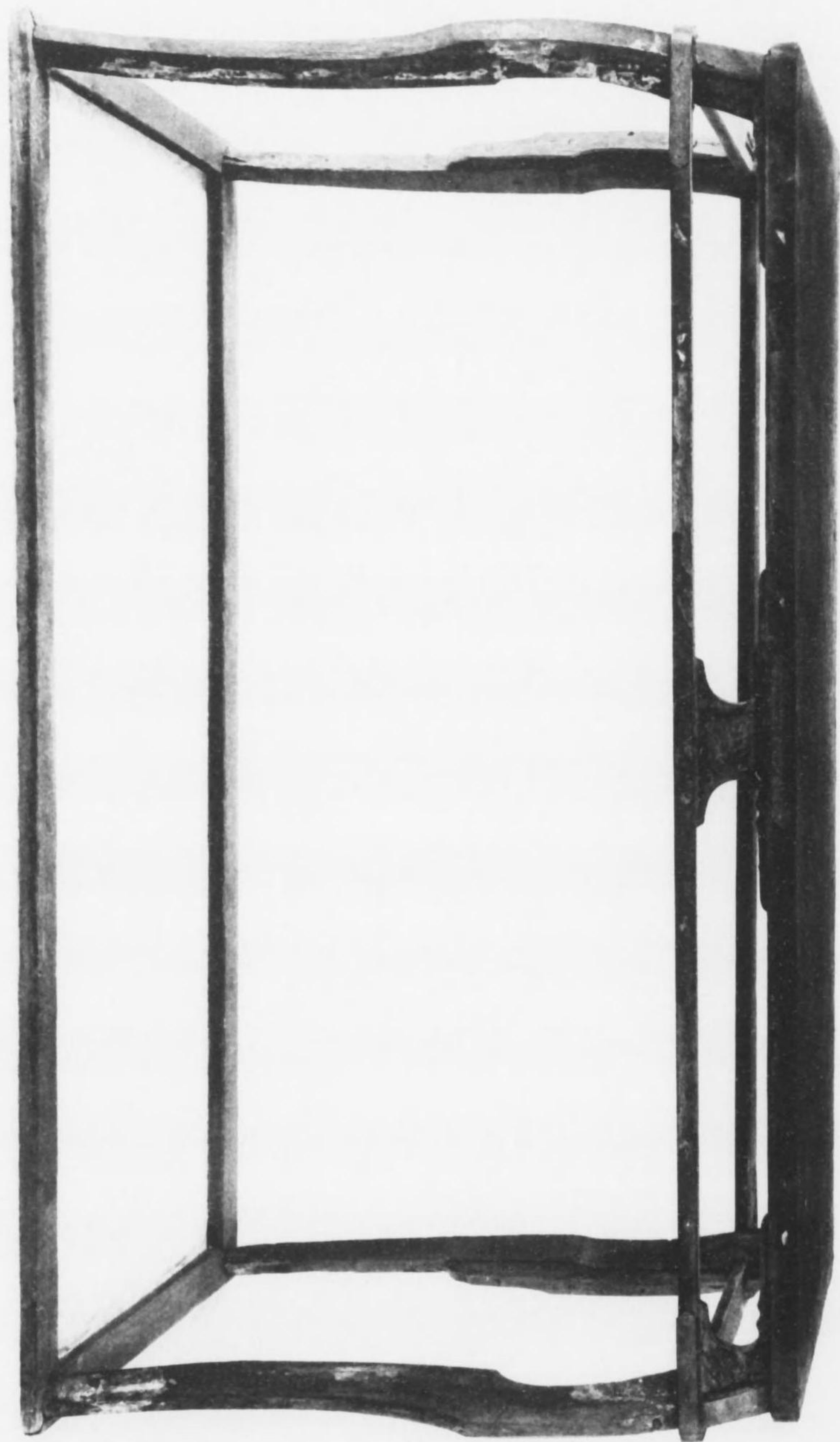


40 11

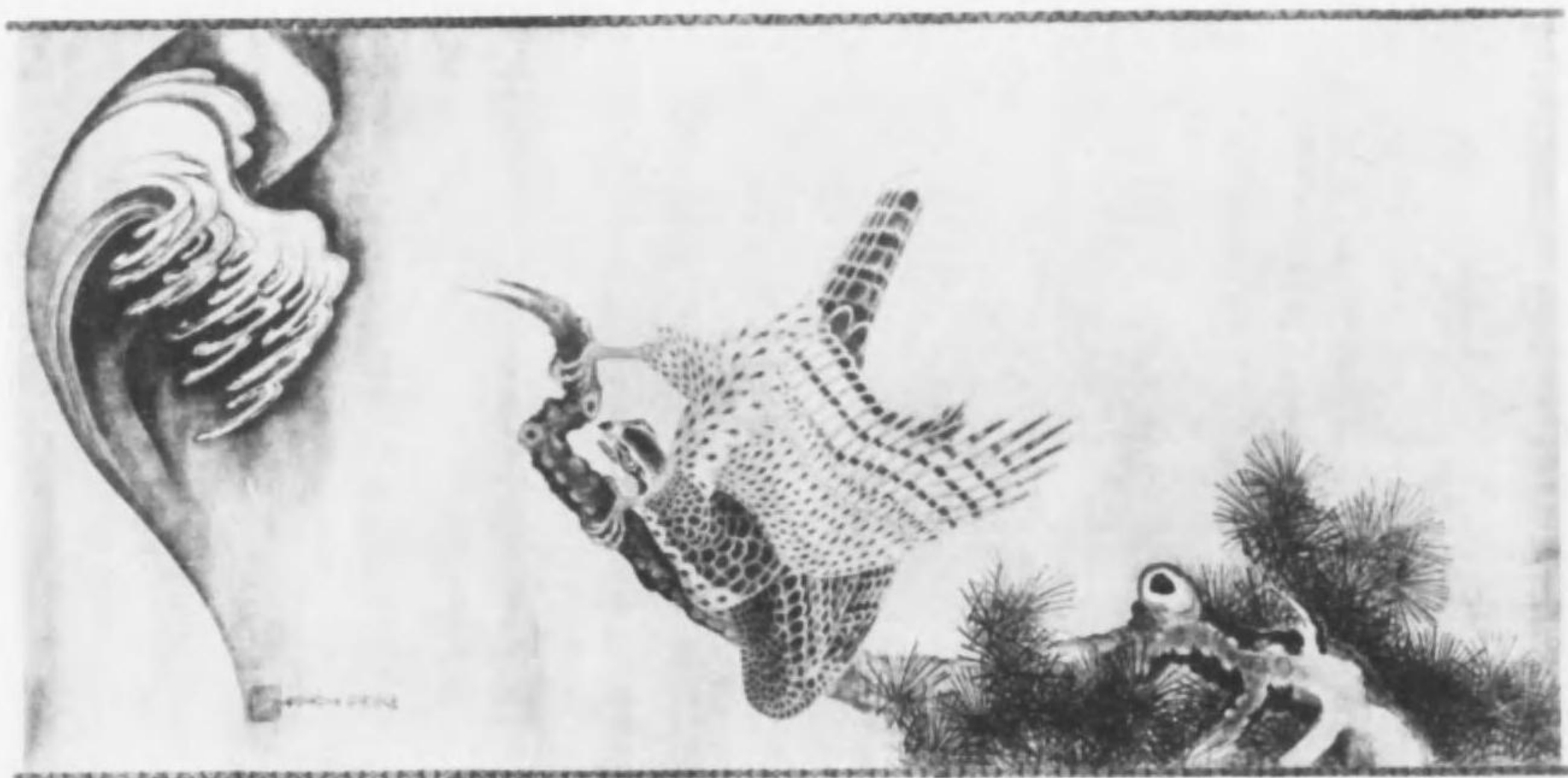
41 11











12.16

12.16

昭和八年十二月十五日印刷
昭和八年十二月二十日發行

南都十大寺大鏡第七輯
法隆寺大鏡第七冊

編輯者 東京美術學校
東京市下谷區上野公園內

發行所 大塚
東京市本郷區金助町四十五番地

印刷所 大塚巧藝社
東京市本郷區金助町四十五番地

不許複製

發行所 大塚巧藝社
東京市本郷區金助町四十五番地
電話 水田川三六〇八番
番替東京二七七二番



12-1-7

CATALOGUE
OF
ART TREASURES
OF
TEN GREAT TEMPLES OF NARA
VOLUME SEVEN

THE HORYUJI TEMPLE
PART 7

THE OTSUKA KOGEISHA
TOKYO
1933

ART TREASURES OF TEN GREAT TEMPLES OF NARA

VOLUME VII

HÖRYŪJI TEMPLE

PART VII

KŌFŪZŌ

PLATE 1 PRINCE SHŌTOKU

In colours on silk Height, 4 ft. 10½ in. Width,
1 ft. 11½ in.

Prince Shōtoku has been represented in various types in association with his meritorious deeds in his life. The present portrait is a typical one, and according to a tradition this is the self-portrait represented by himself mirroring himself in the water.

Such picture of the Prince putting on a Shisshakan, holding a scepter in hand and being dressed in the eugenia red Hō which was the costume of a crown prince in old times, is often found elsewhere. But a picture representing sitting figure with a side-arms like the present one is rarely found and is a remarkable one. Moreover, this is the unique one which has great historical value and shows classic draftsmanship. Its stiffness in form, especially sculptural execution of the hands holding the sceptre, reminds us the imitation of an ancient style. From this point of view, it may be said that this is a work produced in the late Kamakura era.

Such a portrait of the Prince, found in the Ashikaga times in general, was usually decorated with the pictorial back scene having some air of excessive sublimeness, but in the present portrait, as we see, such sublimity keeps within bounds.

PLATE 2 Prince Shōtoku as Youth of Sixteen.

In colours on silk. Height, 4 ft. 10½ in. Width,
1 ft. 11½ in.

The second year in the reign of the Emperor Yōmei falls on the 16th years of age of Prince

Shōtoku. In April that year the emperor was weakened by disease, so the prince offered a fervent prayer for his father's complete recovery putting on a Buddhist scarf himself and holding an incensory in hand.

The tradition says that the present portrait was represented by a descendant for keeping his merit in mind in association with his well-known incident mentioned above. However, even one sculpture or picture produced with this motive in the Fujiwara period is not found anywhere. But in the Kamakura period, such type of his portrait had flourished and was appreciated in general. The picture belonging to the Ninnaji temple at present is one of the representatives, though contrived some newer designs. All Buddhist temples related to the Prince, even in the least has enshrined the image or picture of the Prince of sixteen years old, and indeed, the picture having the oldest style is the present one.

Generally to say, most of portraits representing about sixteen aged youth are usually painted with draftsmanship which express some cleverness or deep meditative appearance of youth. But the look in the present portrait gives us not so much a look of a sagacious youth as a saintly innocence opening his unstained and sagacious eyes.

The picture shows us the drawing style of T'ang dynasty. Besides, the shape of the incensory with a handle is represented in the same form as seen in the portrait of Prince Shōtoku which now belongs to the Imperial possession.

Such characteristics are not found in any other

extant portrait of the prince, therefore, it has been estimated that the present one might be either a work made in conformity with a certain old pattern or a work produced by some learned master, who had followed the old rules of costume.

Redish colouring like this may be said to be as an old manner, but the way of putting on a pattern in gold has been known as a design fashionable in the Kamakura period and this picture may have been produced in the same way.

The curtain, which is often drawn in the pictures of the Ashikaga period in general, seems to destroy gracefulness in some measure.

PLATES 3-4 Prince Shōtoku GIBING A LECTURE ON Shōmankyō.

In colours on silk. Height, 6 ft. 11 in. Width, 5 ft. 9½ in.

Prince Shōtoku's recitation on Shōmankyō at his age of forty-five is known as one of his works of importance in his life and this fact has been represented in art as often as the picture of him at the age of sixteen.

An old document records that the present picture was painted in 1235. It seemed to be the oldest and most excellent one among pictures of the Prince as a lecturer but it is regrettable that the picture has been much damaged that we could barely see his dim figure on its sooted surface.

PLATE 5 SEIKŌ-MANDALA

In colours on silk. Height, 5 ft. 4½ in. Width, 3 ft. 10 in.

An old document of the temple records that the picture was made in 1252. Its composition is an unexampled one.

We can witness the figures of the Emperor Yōmei, Prince Shōtoku and many other persons related to the Prince.

PLATES 6-7 GO-SON-ZŌ

In colours on silk. Height, 3 ft. 5½ in. Width, 2 ft. 9½ in.

The name of Go-Son-Zō—it means the images of five deities—is of a rare kind; and the composi-

tion is more curious.

Dainichi-Nyorai is represented at the centre, on either side Nyoirin-Kwannon and Kokūzō-Bosatsu, beneath Kōbō-Daishi, the founder of esoteric Buddhism, and Prince Shōtoku regarded as the founder of Hōryūji are arranged.

As we can not find out such picture elsewhere this is the rare picture peculiar to this temple. May we not regard the picture as representing the peculiar belief of the Hōryūji in old times?

We can gather from the manners of arranging figures and draftsmanship of chrysanthemum crests that the picture has a little air of an ancient style, though it is dated in the Kamakura era.

As the Hōryūji is indeed the oldest temple in Japan and has subsisted throughout many ages, it is no wonder that so much of earlier technique should be preserved in this picture.

PLATE 8 HOSSŌ SECT MANDALA

In colours on silk. Height, 2 ft. 10½ in. Width, 1 ft. 5 in.

We have but a few examples of what they call the Hossō-sect-Mandala. In the present picture we notice Miroku-Bosatsu, the principal idol of the sect, in sitting pose at the middle and ten attendants on either side. Although the name of each attendant is not known distinctively, but it is considered that Muchaku, Seshin, Gohō, Kaiken and other Buddhist priests of the sect are grouped together here.

From about the middle of the Kamakura times, hanging-pictures representing Buddhas along with many priests came into fashion, with the consequence that the Seikō-mandala was made and became the object of worship. So its manner of drawing has no doubt the likeness to the other fashionable paintings. In the draftsmanship and pictorial composition, it is greatly affected by paintings in Sung or Yüan dynasty, but it has so much taste of delicacy. In view of this it may be the work of a master who lived in Nara about the early Ashikaga times.

PLATES 9-11 KUJAKU-MYŌWŌ

In colours on silk. Height, 3 ft. 9 in. Width, 2 ft. 7½ in.

Kujaku-Myōwō is the object of worship of people praying for health and wealth, or the principal idol of the Kirō-hō ceremony.

Pictures representing Kujaku-Myōwō are usually found to be the best kind of pictures in Japan.

Now, we can point out several characteristics in this picture; first, in the portraiture of the deity, especially in the aslant posture of the image with a Hōhei in each corner of the picture it makes the manners of a Mandala painting. Secondly, drawing of eye brows run up at end with a suggestion of a frown. The face-line drawn clearly and steadily about the brow sinks faintly once in the eye-socket and then runs out of it again and shapes the round cheeks. And thirdly, the wave-line in the fringes of the skirt appears rather unusual. All these characteristics are rarely witnessed in any other picture of this kind. Besides, it is remarkable that the shape of the peacock resembles that of a goose, and its form is produced in an utterly unrealistic manner.

In view of these points we may be sure that this picture is a copy of a Chinese model of Tang dynasty imported to Japan in some old times.

PLATES 12-14 HOSHI MANDALA

In colours on silk. Height, 3 ft. 9½ in. Width, 2 ft. 8½ in.

This Mandala is the principal object of worship in the festival of stars. Buddhist doctorin tells us that the fortune of everyone is innately predestinated by a star which prescribes one's fate. So, every man must always celebrate the festival of the star for the sake of his happiness and lucky career. This is the reason why Hoshi-mandala was made and worshipped in old times.

There are two types of Hoshi-mandala; one has like the present mandala which represents the principal deity and many other personified stars in a circle, and the other represents each of them distributed in each square form. The former is the old style and the latter the new.

In the present mandala, Shaka appears in the center surrounded by two Buddhist attendants and sits on *renge-za* (lotus pedestal) based on the mount Shumisen, which comes out above the water. Within the first sphere there are seven stars and nine luminaries in Chinese astronomy. The second sphere contains twelve planets and the third has twenty-eight stars within.

The amiable features and graceful figure of Shaka reveal his great benevolent heart itself. Its subtle colouring in the *unen* style and delicate patterns of *kirikane* (cut-gold leaf) make the appearance of the principal image rather conspicuous above the others. In the whole there is no diffuseness of forms and the impression of unity in delicate forms; and bright colours make us fully estimating this as the best and oldest work among other mandalas of the same kind.

In consideration of its draftsmanship of features and lines of draperies, we are sure that it is a work of the late Heian period.

PLATES 15-16 BISHAMONTEN

In colours on silk. Height, 8 ft. 7¼ in. Width, 4 ft. 2½ in.

This style of representing Bishamonten with Kichijōten to the left and Zennishidōji on the right is often found in pictures of this kind in the Fujiwara era and ever since.

Its sturdy draftsmanship, its stiff lines and full colouring remind us of the taste of the Kamakura times in some measure. Be that as it may, it is regrettable that the picture should have been so much spoiled that we are unable to perceive its details.

PLATE 17 EMMATEN MANDALA

In colours on silk. Height, 3 ft. 2½ in. Width, 1 ft. 5½ in.

Belief of Emmaten has become more active as the idea of rebirth in Buddha's paradise has prevailed in general since the early Kamakura times, and has been often represented in picture or sculpture ever since that time. Enthusiastic belief in Emmaten altered even the mode of representation of him entirely, thus the original shape of sitting on a buf-